
国家戦略特別区域 東京圏の区域指定 （千葉県全域の追加）の今後の取扱いについて（案）

東京圏の区域指定に関する経緯

2014年 (平成26年)	5月1日	1次指定 （東京都千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・江東区・品川区・大田区・渋谷区、神奈川県、千葉県成田市）
2015年 (平成27年)	8月28日	2次指定 （東京都、神奈川県、千葉県成田市 <u>※東京都全域に拡大</u> ）
2016年 (平成28年)	1月29日	3次指定 （東京都、神奈川県、千葉県成田市・千葉市 <u>※千葉県千葉市を追加</u> ）
2024年 (令和6年)	7月25日	我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議（第5回） - 国土交通大臣から、航空物流機能の一層の強化のため、成田空港を核とした国際物流拠点における外国人材の活用が必要であり、千葉県から特区の活用も含めた要望を受けていることについて説明
	8月26日	国家戦略特区諮問会議 - 国土交通副大臣から、①成田空港を核とした国際航空物流拠点機能の強化、②国家戦略特区の区域拡大に関する千葉県の要望について説明 - <u>総理から、①成田空港を核とした国際航空物流拠点機能の強化について、国家プロジェクトとして取組を加速するとともに、②国家戦略特区制度の活用を含めた総合的な支援を指示</u>
	9月～	特区WGヒアリング等において、千葉県からの規制・制度改革提案について議論 - 国土交通省・千葉県から、「成田空港を核とした国際航空物流拠点機能の強化」について説明 - 千葉県から、これまで、新規8件、既存特例の活用2件の規制・制度改革提案 - 提案の一部は実施済み。国家戦略特区WGヒアリングを4回開催し、制度主務官庁と議論
2025年 (令和7年)	5月15日	国家戦略特区WGヒアリング 千葉県知事から、特区を活用した取組の全体像等について説明、質疑・意見交換（地方創生担当大臣も参加）
	5月21日	国家戦略特区WGヒアリング 東京圏の区域指定（千葉県全域の追加）の今後の取扱い
	6月上旬	国家戦略特区諮問会議 区域指定及び区域方針について諮問

The image shows an aerial view of the Narita International Airport area. Labels in Japanese indicate various zones and facilities: '成田国際空港' (Narita International Airport), '新物流地区' (New Logistics Area), '成田国際空港ターミナル' (Narita International Airport Terminal), '成田国際空港第2ターミナル' (Narita International Airport Second Terminal), '成田国際空港第3ターミナル' (Narita International Airport Third Terminal), '成田国際空港第4ターミナル' (Narita International Airport Fourth Terminal), '成田国際空港第5ターミナル' (Narita International Airport Fifth Terminal), '成田国際空港第6ターミナル' (Narita International Airport Sixth Terminal), '成田国際空港第7ターミナル' (Narita International Airport Seventh Terminal), '成田国際空港第8ターミナル' (Narita International Airport Eighth Terminal), '成田国際空港第9ターミナル' (Narita International Airport Ninth Terminal), '成田国際空港第10ターミナル' (Narita International Airport Tenth Terminal), '成田国際空港第11ターミナル' (Narita International Airport Eleventh Terminal), '成田国際空港第12ターミナル' (Narita International Airport Twelfth Terminal), '成田国際空港第13ターミナル' (Narita International Airport Thirteenth Terminal), '成田国際空港第14ターミナル' (Narita International Airport Fourteenth Terminal), '成田国際空港第15ターミナル' (Narita International Airport Fifteenth Terminal), '成田国際空港第16ターミナル' (Narita International Airport Sixteenth Terminal), '成田国際空港第17ターミナル' (Narita International Airport Seventeenth Terminal), '成田国際空港第18ターミナル' (Narita International Airport Eighteenth Terminal), '成田国際空港第19ターミナル' (Narita International Airport Nineteenth Terminal), '成田国際空港第20ターミナル' (Narita International Airport Twentieth Terminal).



東京圏の区域指定（千葉県全域の拡大）について（案）

- 特区WGにおいて、千葉県からの規制・制度改革案について議論するとともに、千葉県の構想・意欲について聴取（5月15日は地方創生担当大臣参加）
- 国家戦略特区基本方針に定める指定基準を踏まえ検討した結果、「東京圏の国家戦略特区の区域について、千葉県全域を追加指定し、今後の課題・期待にも留意しつつ、取組を進めることが適当」と考える。

提案全体への評価について

- 成田空港を中心とした物流・移動の拠点機能強化を契機として、東京圏の国家戦略特区の社会的経済的効果をさらに高めることにつながる重要な取組。
- 千葉県の多様な産業構造を踏まえた総合的な提案であり、行政区域を越えた広域的な波及効果や全国の規制・制度改革への波及効果が期待できる提案。
- 成田空港の機能強化を契機として、国際的なビジネス拠点の形成や国際競争力のある新事業創出を進めようという、千葉県や関係自治体の意欲・熱意が非常に伝わる提案。
- 千葉県のポテンシャルである大学・研究機関や産業拠点等を活かし、新技術の実証や新事業の創出を行う取組は非常に有意義であり、東京圏はもとより我が国全体の産業構造の転換や国際競争力の強化への波及を目指している点を高く評価。
- 創薬等のイノベーション促進など、我が国の国際競争力強化につながる提案を掲げており、大きく期待される。
- 知事が千葉市長在任時に国家戦略特区の取組を積極的に行ってきた経験があることは、プラスに働くと期待される。

今後の取組が期待される点について

- 千葉県において、県内の市町村や事業者等と連携し、規制・制度改革の提案や取組を継続的に進めることが重要。
- 広域的な東京圏において、千葉県と、既に指定されている東京都、神奈川県、成田市、千葉市を含む関係自治体が連携し、一体となって取組を進める体制を構築することが重要。
- 多様な産業やステークホルダーが関わる総合的な提案であることから、全体をとりまとめるビッグピクチャーを描き、フェーズに応じた課題や目標を整理しつつ、マネジメントを行ってほしい。
- 規制・制度改革による社会的経済的効果について、KPIやアウトカムの設定とその検証に留意して取組を進めてほしい。
- 地域の関係者と連携し、医療、農業など、新たな産業構築を具体化し、東京圏はもとより日本の産業政策のより一層の推進につなげていただきたい。
- グローバルなインパクトを与え、また与えられる提案を含んでおり、国際的な関税政策等のグローバルな影響を見極めつつ、規制改革や事業の推進を図っていただきたい。
- 産業の国際競争力の強化とあわせて、住環境等への影響にも目配りしつつ、取組を進めていただきたい。

I. 東京圏

1. 対象区域

東京都、神奈川県並びに千葉県千葉市及び成田市及び千葉県
※成田市（平成26年5月1日指定）、千葉市（平成28年1月29日指定）を含む

2. 目標

世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。

3. 政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- (3) 起業等イノベーションの促進、創薬等のハブの形成
- (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- (5) 国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

4. 事業に関する基本的事項

（実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項）

＜都市再生・まちづくり＞

- ・ 国際的ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に適した宿泊施設の提供【旅館業法】

＜雇用・労働＞

- ・ グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し【家事支援、創業】
- ・ 外国人エンジニアの受入れ円滑化

＜医療＞

- ・ 外国人向け医療の提供【外国医師】

(1)

- ・ 健康・未病産業や最先端医療関連産業の創出【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 国際的医療人材等の養成【医学部、病床、外国医師、有期雇用】
- ・ 遠隔服薬指導の実施

＜保育＞

- ・ 地域限定保育士試験の実施【地域限定保育士】
- ・ 待機児童解消のための都市公園内への保育所設置【都市公園保育所】

＜歴史的建築物の活用＞

- ・ MICEに伴うアフターコンベンションの充実【古民家等】

＜ビジネス・生活環境＞

- ・ 国内外から産業・人・投資を集めるためのビジネス・生活環境の整備
- ・ 法人設立手続の簡素化・迅速化（書類の英語対応や一元的窓口の設置等）

＜移動・物流＞

- ・ 成田空港を核とした国際航空物流機能強化に伴う外国人材の受入れ
- ・ 都市部等における小型無人機及び自動走行等の近未来技術実証のための制度整備

＜その他＞

- 都市部等における小型無人機及び自動走行等の近未来技術実証のための制度整備
- ・ 上記のほか政策課題の達成に必要な事項

(2)

ア) 区域内における経済的社会的効果

当該区域において実施されるプロジェクトにより当該区域内において大きな経済的社会的効果が生じること。

イ) 国家戦略特区を越えた波及効果

当該区域においてプロジェクトを実施することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を通じて、全国的な社会的経済的効果も含め、広く波及効果を及ぼすものであること。

ウ) プロジェクトの先進性・革新性等

当該区域において実施されるプロジェクトが、先進性・革新性を有するもの（従来なかった取組を新しく行う場合を含む。）であり、日本の経済社会の風景を変えるような取組と認められること（国内外に発信する価値のある日本の魅力や日本で培われた制度等を活かした取組を含む。）。

エ) 地方公共団体の意欲・実行力

区域内の地方公共団体が、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成のために、地域独自の取組を進め、又は進めようとしているなど課題に取り組む意欲が高く、規制・制度改革をスピード感をもって、継続的に遂行する実行力があると認められること。

オ) プロジェクトの実現可能性

区域内の地方公共団体並びに特定事業等を実施すると見込まれる者において、プロジェクトを推進する体制が構築されており、関係者間の必要な合意形成が進んでいるなど国家戦略特区におけるプロジェクトの実現可能性が高いこと。

カ) インフラや環境の整備状況

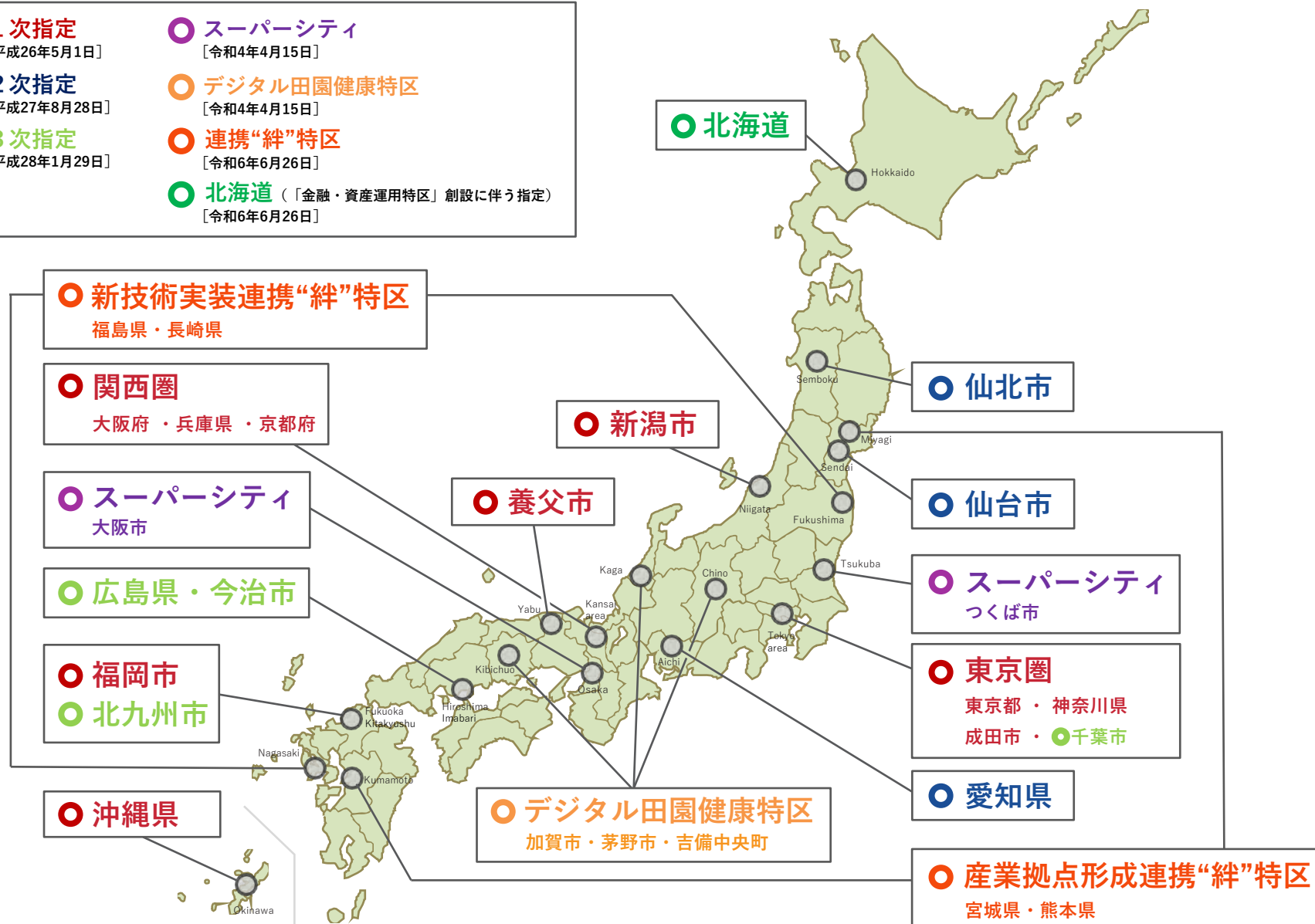
産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で、それに必要な産業、都市機能等の相当程度の集積があるなど、目的の実現に必要なインフラや環境が整っている、又は整うことが見込まれること。

キ) 区域指定の分類に応じ、それぞれ以下の事項

a) 「比較的広域的な指定（都道府県又は一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する区域指定）」の場合には、当該区域において実施されるプロジェクトが、分野横断的な広がりを持っている等の包括性・総合性を有すること。

(参考) 国家戦略特区の指定区域

1次指定 [平成26年5月1日] 2次指定 [平成27年8月28日] 3次指定 [平成28年1月29日]	スーパーシティ [令和4年4月15日] デジタル田園健康特区 [令和4年4月15日] 連携“絆”特区 [令和6年6月26日] 北海道 (「金融・資産運用特区」創設に伴う指定) [令和6年6月26日]
--	---



成田空港の機能強化を契機とした ビジネス拠点形成と新事業創出に向けて

令和7年5月15日(木)
千葉県知事 熊谷 俊人
千葉市長 神谷 俊一
成田市長 小泉 一成



千葉県が国家戦略特区を活用して目指す姿の全体像

国際的なビジネス環境

千葉県のポテンシャル

新事業創出に向けた環境

- 成田空港は、ヒトやモノの交流を活性化させ、我が国の国際交流や産業、観光の国際競争力強化に貢献する基幹インフラであり、特に物流では国内最大の貿易港
- 地域未来投資促進法の活用等により、空港を核とした地域における企業の予見可能性が高まるなど、国際ビジネス拠点としてのポテンシャルが向上

- 商業、工業、農業、水産業などあらゆる産業分野が全国トップクラスでバランスのとれた産業構造
- 国際業務都市として発展を続ける幕張新都心や、日本最大のコンビナートである京葉臨海コンビナートを有する
- 東京大学、千葉大学など多くの大学・研究機関が立地し、起業・イノベーションを加速させるポテンシャルが存在

国家プロジェクトとして取組が加速する成田空港の機能強化

- 「第2の開港」とも言うべき機能強化により、年間発着容量が30万回から50万回まで拡大し、旅客数・貨物取扱量ともに大幅に増加
- あわせて、道路ネットワーク整備の更なる進展により、成田空港を核とした国際航空物流機能や東京都・神奈川県と一体となったネットワーク機能が向上
- 海外からの人材・投資の呼び込みを契機として、空港を核とした地域への民間投資の拡大、国際競争力の強化に資する成長産業・イノベーション創出の加速

- あらゆる産業の生命線である国際航空物流機能を強化し、世界中から人・モノ・財を呼び込む
- 空港の特徴や強みを生かせる産業（精密機器・健康医療・航空宇宙・農業・観光等）の拠点形成と、グローバル企業を受け入れる環境づくり
- ビジネスを支える住民等の生活環境の向上

- 産業面での優位性・特性を生かして将来の我が国を支える成長産業分野（近未来技術、創薬、カーボンニュートラル等）におけるイノベーションを促進し、新事業の創出・産業集積を加速
- グローバルな企業・人材・資金等の受入の一層の促進

東京圏国家戦略特区として、東京都や神奈川県と連携しつつ、千葉市や成田市を始めとする県内市町村と一体となって千葉県全域で取り組むことで、東京圏の目標である「国際的ビジネス拠点の形成」、「イノベーションの促進を通じた国際競争力のある新事業創出」に大きく貢献・取組の加速を目指す

千葉県は首都圏の一翼を担い、世界に最も近い県。都市部と地方部の強みを兼ね備えた「日本の縮図」でもあり、様々な分野において日本を代表する産業拠点が存在。多様な人材が活躍できる環境も整っており、総合的なポテンシャルが高い。

本県の特徴

✓工業・商業・農業・水産業が1桁順位

（全国で千葉県のみ）

工業	[製造品出荷額]	全国第8位
	石炭石油製品製造業	全国第1位
	化学工業	全国第1位
	鉄鋼業	全国第3位
商業	[年間商品販売額]	全国第9位
観光	[訪日外国人旅行消費額]	全国第6位
農業	[農業産出額]	全国第4位
水産業	[漁獲量]	全国第6位

※商品販売：R3、観光客：R5、その他：R4数値

✓職住近接の環境

- ↳過去最高の企業立地件数（R4：98件、R5：84件）
- ↳多様な人材の雇用の場の創出
（外資系企業の本社や成長分野のR&D拠点など）

✓外国人を含む多様な個人が活躍する土壌

- ↳『多様性尊重条例』の制定（R6.1）
- ↳外国人労働者数6位（R6.10数値）

様々な分野における産業拠点

✓成田空港

- ↳輸出入総額 全国第1位
- ↳国際航空貨物の約55%が集中



✓幕張新都心

- ↳国際業務都市・近未来技術実証フィールド

✓千葉港

- ↳取扱貨物量(港湾) 全国第2位



✓京葉臨海コンビナート

- ↳素材・エネルギー産業の集積地

✓柏の葉エリア

- ↳大学・研究機関等の集積



✓木更津エリア（※）

- ↳バイオ関連の研究機関・企業等の集積
※東京湾アクアライン着岸地周辺、かずさアカデミアパーク

✓東京ディズニーリゾートなどの観光拠点 etc



東京圏国家戦略特区の目標である「国際的なビジネス拠点形成」や
「国際競争力のある新事業創出」に向けて、
本県各地域のポテンシャルを生かした投資環境を活用していく必要性

千葉県のポテンシャル（国際的ビジネス・新事業創出に向けた投資環境）

本県には、日本最大の貿易港を有する成田空港周辺エリアや、幕張メッセを中核に国内外を代表する企業の本社が立地する千葉・幕張新都心エリアだけでなく、成長産業の集積が期待されるエリアが存在。中でも、柏の葉や、アクアライン着岸地周辺などは、将来の我が国の産業構造を変えうるポテンシャルを有し、世界をリードする産業拠点の形成を目指している。

各エリアにおいては、地域の特性に適合した産業分野におけるビジネス拠点形成や、イノベーションを促進するための推進主体が存在。日頃から、東京都や神奈川県など、首都圏に立地する民間企業・関係機関等とも連携して、一体的な取組を進めている。

首都圏全体として、我が国の国際競争力強化に貢献していくためには、各エリアのポテンシャルを活かし、よりシームレスな事業展開が可能となるような区域拡大が有効



(1) 国家プロジェクトとして取組が加速する成田空港の機能強化

【関係する取組・実施区域等】

- 滑走路新設など成田空港の機能強化（空港内）
- 広域的な道路ネットワークの整備（全県）
- 成田空港の機能強化を見据えた施設整備等（空港周辺）
- 国際航空物流機能の強化（空港周辺）

【主な規制改革事項】

- 航空物流分野における外国人材の活用拡大
※外国人材の更なる活用拡大に向け、今後も新たな提案の検討を継続（成田市提案）
- 航空輸送ネットワーク拠点空港内における運転資格の特例
- 地方公共団体と空港会社等との間の人事交流に係る特例

(2) 国際的ビジネス拠点の形成

【関係する取組・実施区域等】

- 空港の特徴や強みを生かせる産業集積の推進
 - ・地域未来投資促進法を活用した取組（空港周辺）
 - ・機能強化を生かした取組（観光等）（全県）
- 産業拠点形成に向けた環境整備（全県）
- 農林水産物の輸出拠点化に向けた輸出産地形成や、成田空港・成田市場の有効活用（全県）
- 企業誘致の更なる推進（全県）
- 多様な人材が活躍できる環境づくり（全県）

【主な規制改革事項】

ビジネス環境整備とあわせ、ビジネスを支える生活環境を向上

- EU向け衛生証明書の発行迅速化

（成田市との共同提案）

- 都市公園の有効期間延長
- 都市計画決定等の提案
- 介護分野での外国人活用の範囲拡大
- 災害廃棄物処理に関する規制緩和
- 家事支援外国人受入事業
（千葉市から千葉県全域に拡大）

(3) イノベーションの促進を通じた国際競争力のある新事業創出

【関係する取組・実施区域等】

- 創薬分野におけるイノベーション促進（全県）
（放射性医薬品の研究開発の促進等）
- 医療機器分野におけるイノベーション促進（全県）
- カーボンニュートラルの推進に資する取組（全県）
- 企業誘致の更なる推進（全県）【再】
- 多様な人材が活躍できる環境づくり（全県）【再】
- 近未来技術の実証に関する取組（千葉市域）

【主な規制改革事項】

- 基礎研究医プログラムの要件緩和
（千葉市との共同提案）
- 放射性医薬品の核種の持ち出し規制の緩和【提案に向け調整中】
- プラスチック廃棄物の収集運搬に係る委託基準緩和【提案に向け調整中】
- 外国人エンジニアの入国手続き迅速化【提案に向け調整中】
- 介護分野での外国人活用の範囲拡大【再】
- 災害廃棄物処理に関する規制緩和【再】
- 家事支援外国人受入事業【再】
（千葉市から千葉県全域に拡大）

（１）国家プロジェクトとして取組 が加速する成田空港の機能強化

国家プロジェクトとして取組が加速する成田空港の機能強化

成田空港の機能強化による効果

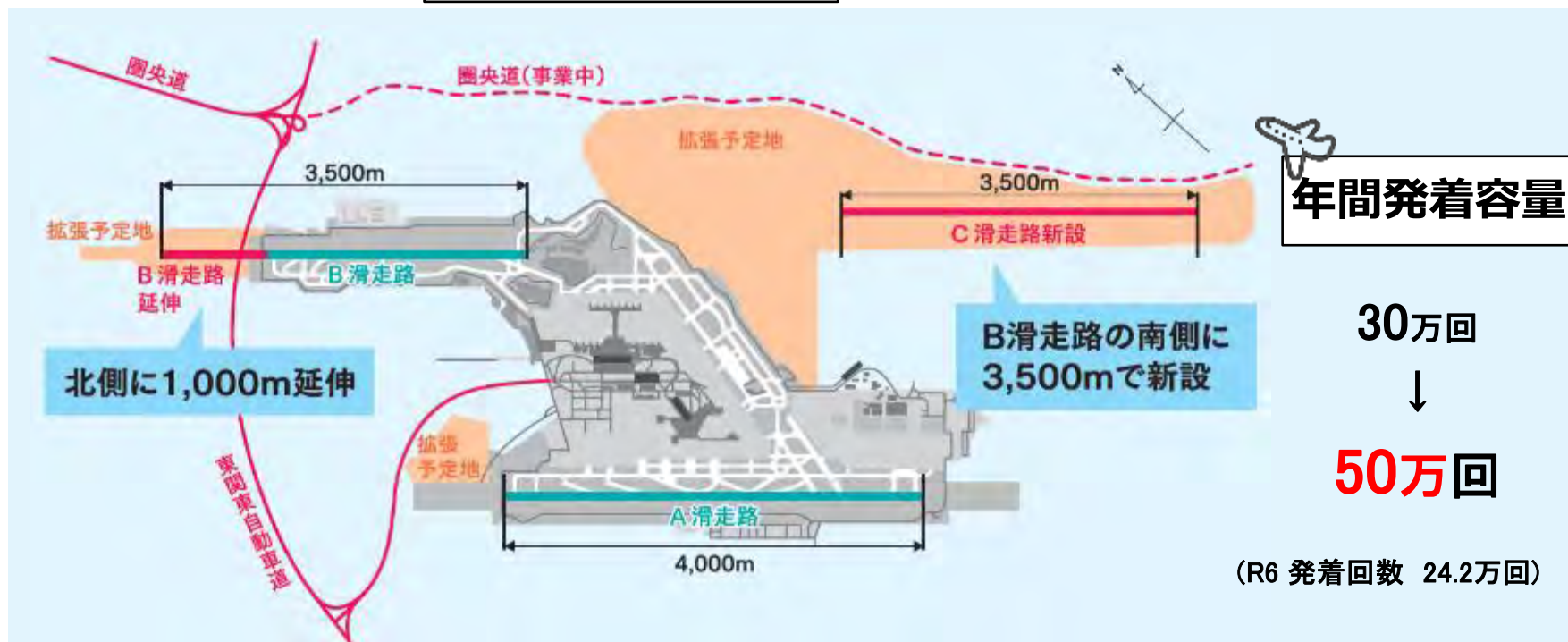
成田空港では、現在、2029年春に向けて機能強化が進められており、滑走路新設などにより、年間発着容量が30万回から50万回まで拡大し、旅客数・貨物取扱量などが大幅に増加する見込み。

2029年春



空港敷地面積

1,198ha → **2,297**ha



発着回数50万回時に期待される効果



旅客数

年間4000万人

→約**7500**万人



貨物量

年間200万t

→約**300**万t



空港内
従業員

4万人

→約**7**万人

広域的な道路整備により、強化される首都圏のネットワーク機能

成田空港の機能強化と並行して、圏央道の全線開通（令和8年度）や東関道、北千葉道路等の幹線道路の整備促進により、成田空港と首都圏等とのアクセスが飛躍的に向上。成田空港を核とした国際航空物流機能や、東京都・神奈川県と一体となったネットワーク機能が向上し、民間投資の促進が期待される。



国際競争力強化への貢献を使命とする成田空港における将来像の検討

成田空港は、我が国の基幹インフラとして、ヒトやモノの交流を活性化させ日本の国際交流や産業、観光の国際競争力強化に貢献することが使命。

昨年7月、『新しい成田空港』構想検討会が『新しい成田空港』構想とりまとめ2.0を発表。更なる機能強化の推進のみならず、旅客ターミナルの再構築、航空物流機能の高度化、空港アクセス改善、地域と空港の一体的な発展等に関する将来像が示され、検討が進められている。

画像出典・参考：成田国際空港株式会社『新しい成田空港』構想とりまとめ2.0



目指すべき国際拠点空港としての姿

①旅客ターミナル

直行需要とともに三国間流動や国際線・国内線の乗継需要を取り込み、世界と繋がる多様なネットワークをもつ国際ハブ空港

②貨物施設

直送需要とともに三国間の継越需要も取り込み、路線便数とともに多様な航空物流ネットワークをもつ東アジアの貨物ハブ空港

③空港アクセス

速達性・利便性・確実性が確保され、公共交通が充実し渋滞の少ないアクセシビリティ

④地域共生・まちづくり

地域と空港が相互に連携し、一体的・持続的に発展していくための積極的な取組と雇用の確保

「新しい成田空港」構想の方向性

①旅客ターミナルを再構築し
集約型のワンターミナルへ

②新貨物地区の整備により
航空物流機能を集約

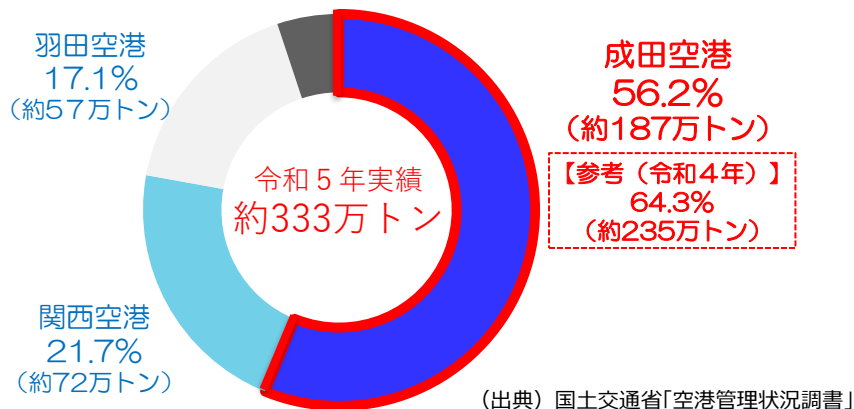
③様々な選択肢で空港全体
としての最適アクセスを実現

④地域と空港との相互連携
による一体的・持続的发展

成田空港における国際航空物流機能の強化

成田空港は日本の産業経済活動・国民の社会生活を支える一大貿易港であり、日本及び世界の重要物資を扱う物流戦略拠点。国際競争上も経済安全保障上も重要な意義を持つこの機能を、将来にわたって確保する必要がある。新貨物地区の整備及び周辺地域との一体的展開により、サプライチェーンを強化し、物流事業者が使いやすい空港を実現して効率性・生産性を改善することが重要との観点から、空港会社と地域が連携して取組を進めている。

成田空港の国際航空貨物取扱量（令和5年）



世界の空港における国際航空貨物取扱量ランキング（令和4年）

順位	空港名	貨物取扱量(トン)*
1	香港（中国）	4,169,397
2	仁川（韓国）	2,907,420
3	上海（中国）	2,568,355
4	桃園（台湾）	2,552,403
5	成田（日本）	2,356,119
6	アンカレジ（アメリカ）※	2,349,911
7	ドーハ（カタール）	2,300,860
8	マイアミ（アメリカ）	2,031,576
9	フランクフルト（ドイツ）	1,890,026
10	チャンギ（シンガポール）	1,853,000

*国際貨物の積み込み、取り降ろしの合計

※トランジット貨物を含む

(出典) 国際空港評議会（ACI）「Annual World Airport Traffic Report」

成田空港の機能強化により期待される効果

年間貨物取扱量

年間200万t → 約**300万t**

機能強化による経済波及効果

10.4兆円（現在の約2.1倍）

『新しい成田空港』構想による新貨物地区ゾーニングと空港隣接地との一体的運用イメージ

令和3年1月に特区提案

地域未来投資促進法を弾力的に活用することで、**企業の予見可能性を確保する考えを示した通知文が農林水産省から発出（R5.3）**

大型国際航空物流施設の開発プロジェクトが進行中



目指す姿の実現に向けた方向性（主なもの）

- 新貨物地区の配置
- 貨物上屋とフォワーダー施設の一体運用
- 周辺地域と新貨物地区との連携による新たな需要の創出
- 貨物施設の配置・規模・隣接地との一体的運用

成田空港の更なる機能強化に向けた成田市における取組（規制改革事項①）

R5.12提案

航空輸送ネットワーク拠点空港内における運転資格の特例



特定技能の在留資格等で就労する外国人が成田空港内で車両を運転するには、ジュネーブ条約に基づく国際免許証等の発給国でない場合、日本の運転免許が必要である。このため、外国人がグランドハンドリングに係る車両を運転する資格を得るために運転免許の取得に時間を取られることとなる。また、ジュネーブ条約に基づく国際免許証等の発給国であっても、自国の運転免許の有効期間内でしか運転が認められない。

現状



公道の運転基準を準用しているため、空港内の運転適性を有する外国人であっても、その出身国によっては運転資格取得のハードルが高い

改善案



事業者が空港内での運転技術を育成し、能力を確認することで安全担保。幅広い外国人材の活用で人手不足解消や応需能力拡大につながる!!

必要な規制緩和

空港運用業務指針（国土交通省航空局）の規定により、ランプバスによる立入りに係る車両運転には国際免許証等を有する必要がある。また、国際免許証等の有効期間までしか運転の許可が下りない。

現行の規定に加え「自国の運転免許保持者であって、事業者による研修、試験等を行った上で、空港管理者が運転能力等を認めた者に限り空港内でのグランドハンドリング車両の運転を可能」とする。

R4.2提案

地方公共団体と空港会社等との間の人事交流に係る特例

民間⇒地方公共団体

雇用保険法等の特例

現 状

R5.3月に全国措置

特 例

任期付職員として採用する場合

- ・ 12カ月※を超えて地方公共団体の職員として職務に従事したときは、雇用保険の基本手当等の受給資格を喪失
- ・ 1年を超えて従事したときは、人事交流前までの雇用保険被保険者期間を給付に係る算定基礎期間に算入できなくなる

※賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1カ月として計算

- ・ 地方公共団体への人事交流期間は、雇用保険の被保険者であったものとみなし、雇用保険法に定める被保険者期間に算入
- ・ 人事交流前までの雇用保険被保険者期間の算入を認める（ただし、人事交流期間を給付に係る算定基礎期間から除外）

地方公共団体⇒民間

派遣法に係る政令※の特例

未実現（現在協議中）

現 状

特 例

- ・ 政府出資100%の株式会社の一部については、派遣法に基づく派遣が認められているが、成田国際空港株式会社には派遣が認められていない。

- ・ 政府出資100%の成田国際空港株式会社について、派遣法に基づく派遣を認める。

※公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令（平成12年政令第523号）

※公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一、二 略

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四 略

人事交流により相互理解の促進、双方における人材の育成・活用、組織運営の活性化を推進！
地方公共団体と民間等の身分を併せ持つ職員がコーディネーター機能を発揮することで、相互の連携を促進し、地域と空港による一体となった発展に寄与！

国家プロジェクトとして取組が加速する成田空港の機能強化

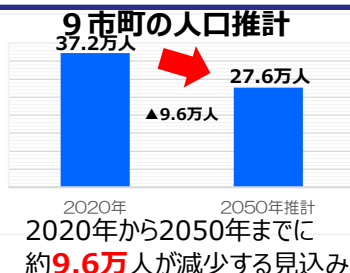
国際航空物流機能の強化に向けた取組方向性

成田空港の更なる機能強化により、空港内従業員数や貨物取扱量が大幅に増加することを
見据え、企業参入の際のボトルネックである人材不足への対応や、民間投資を呼び込める
環境づくり（新たな物流用地の確保を含む）に取り組んでいく。

あらゆる産業の生命
線である国際航空
物流機能の強化

取組を進めるうえでのボトルネック

①人材不足



空港内従業員の増加予測

発着回数年間50万回時に

4万人 → 約**7万人**

空港分野の主な職種の有効求人倍率:**4.99倍**
(陸上荷役・運搬員:**5.81倍**)
(他に分類されない輸送の職業:**3.89倍**)
(令和4年度)

貨物取扱事業者へのヒアリング結果

- 空港会社や航空会社に人材が集まるため、人材確保が困難
- 航空貨物は規格化・機械化が進んでおらず、人手が必要
- 人手不足により、新規の案件確保の機会を失っている

⇒これらの背景から、**外国人材の活用**が必要不可欠

②物流用地の不足

空港周辺の貨物取扱事業者



貨物取扱量の増加予測

発着回数年間50万回時に

200万t → 約**300万t**

空き産業用地

空港周辺においては、航空物流施設
のニーズが高く、**現時点ですぐに
案内できる大規模区画は無し**

⇒新たな**物流用地を確保**するため、**企業の土地利用の
予見可能性を高める**ことが必要不可欠

障 壁

①特定技能制度における規制

航空分野における特定技能制度
の活用に向け、以下の面において、
現行の法令・規制が取組推進の
妨げになっている。

- ・空港内の事業者のみが受入れ
可能であること

②土地利用規制

- ・成田空港周辺では、転用が原則
不許可である農地が広がっており、
民間が投資を考えるうえでの予見
可能性が確保されていない。

今回の特区提案

成田空港敷地内だけでなく周辺市町
を含む広い地域で特例措置を活用

空港外の貨物取扱事業
者への外国人材の受入れ
拡大

諮問会議において新たに
講ずべき事項として決定

⇒外国人材の更なる活用拡大
(在籍型出向など) に向け、
今後も新たな提案の検討を継続

令和3年1月の 特区提案の結果

農地転用の特例を講じて
いる地域未来投資促進法
を弾力的に活用することで、
企業の予見可能性を確保
する考えを示した通知文を
農林水産省が発出
(R5.3)

現在、空港周辺において
2件の大型国際航空物流施設
開発プロジェクトが進行中

（２） 国際的なビジネス拠点の形成

国際的なビジネス拠点の形成

産業拠点形成に向けた取組の方向性

- 将来の県経済を支えるエリアを各地に創出し、さらなる企業誘致・投資を呼び込む。
- 国や空港会社等との連携の下、アジア各国が進める空港拡張や国家的開発に負けないよう、スピード感をもって国際的な産業拠点を形成する。



施策の方向性（主なもの）

集積を目指す産業の明確化・取組推進

- ・地域未来投資促進法による、空港周辺地域に集積を目指す産業分野の追加
- ・重点分野ごとの取組推進

- ①精密機器
- ②健康医療
- ③航空宇宙
- ④農業
- ⑤観光

産業拠点形成に向けた環境整備

- ①官民連携による推進体制の整備
- ②空港周辺における産業拠点整備の推進
- ③民間企業が投資しやすい環境づくり

企業誘致の更なる推進

- ①立地企業補助金の拡充

グローバル企業を受け入れる基盤づくり (ビジネスを支える生活環境の向上)

- ①多様な人材を受け入れる環境づくり

実現に向けた主な取組

空港周辺地域への
投資促進に向けた情報発信

R7予算

企業誘致に係る地下水利用
可能性に関する調査

R7予算

航空宇宙産業の集積に向けた検討

R7予算

農林水産物の輸出拠点化に向けた輸出産地
形成や、成田空港・成田市場の有効活用

観光客の増加を見据えた、受入環境の整備

県と空港会社による、産業拠点
形成の推進等に向けた組織の新設

R7組織

産業拠点整備の事業着手に
向けた基本構想等の策定

R7予算

外資企業など、投資意欲のある民間企業に
おける拠点形成への参画促進

特定の地域・産業分野・施設に該当
するケースにおける補助の上乗せ

R7予算

多様な働き方の確保や、安心して暮らすこと
ができる環境整備

今回の特区提案

EU向け衛生証明書の発行迅速化(空港内で発行)
(成田市との共同提案)

特区提案をきっかけに農水省
の規程が整備され実現済

都市公園におけるP-PFI
の有効期間延長

2/12にWGにおいて協議

民間事業者からの都市
計画提案の要件緩和

特区提案をきっかけに現行制度
で対応できることが明確化

家事支援外国人の受入
れ

既存メニュー
を活用意向

介護分野での外国人
活用の範囲拡大

4/4にWGにおいて協議

災害廃棄物処理に関す
る規制緩和

4/18にWGにおいて協議

競争が激化する主要空港周辺の産業拠点等形成

アジアでは主要空港間の競争が激化しており、空港本体の機能強化はもとより、国の主導により、アクセスの向上や空港周辺への物流・産業拠点の形成が推進されている。

我が国の産業の競争力強化に向けては、成田空港の機能強化による効果を、国際航空物流機能の強化のみならず、より広く波及させるための取組が必要。

東アジアにおけるライバル空港の開発事例

桃園国際空港（台湾）

桃園エアロトロポリス構想



出典：桃園航空城公司（一部加工）

- ☑ 政府が空港周辺（桃園エアロトロポリス）の産業拠点等の形成に関する**開発計画を策定**
- ☑ 政府・自治体が連携し、**産業用地（約290ha）の取得・造成を実施**
- ☑ 政府・自治体が**各種優遇措置を講ずる**ことで、入居企業を誘致

仁川国際空港（韓国）

仁川経済自由区域の開発計画



出典：仁川経済自由区域庁（一部加工）

- ☑ 政府が空港周辺（仁川経済自由区域）の産業拠点等の形成に関する**開発計画を策定**
- ☑ 政府・自治体が**各種優遇措置を講ずる**ことで、開発事業者や入居企業を誘致

成田新産業特別促進区域基本計画の変更

令和6年12月、更なる民間投資促進を図るため、地域未来投資促進法に基づく「成田新産業特別促進区域基本計画」を変更。空港周辺地域に集積を目指す産業として、空港の特徴や強みを生かせる5つの産業を追加。**対外的に、集積を目指す産業を明確に発信することで、更なる民間投資の促進を図り、国際的なビジネス拠点形成を目指していく。**

「成田新産業特別促進区域基本計画」において集積を目指す産業



新 令和6年12月の変更により、新たに「集積を目指す産業」に追加した産業分野

重点分野ごとの取組 [令和7年当初予算のうち、主なもの]

- (1) 空港周辺地域への投資促進に向けた情報発信
- (2) 産業拠点創出可能性調査【産業用地創出】
- (3) 航空宇宙産業の集積に向けた検討【航空宇宙】
- (4) 企業誘致に係る地下水利用可能量調査【精密機器・健康医療等】

今回の特区提案

成田市との共同提案

- (1) EU向け衛生証明書の発行迅速化【農林水産業】(特区提案をきっかけに農水省の規程が整備され実現済)
- (2) 都市公園におけるP-PFIの有効期間延長【観光】(2/12にWGにおいて協議)

具体的施策
の推進

産業拠点形成に向けた環境整備

(1) 官民連携による推進体制の整備（NRTエリアデザインセンターの設置）

国際産業拠点の形成や、市町域を越えたまちづくり・インフラ整備等を強力に進めることにより、更なる航空需要の創出や我が国の経済発展、国際競争力の強化に寄与することを目的として、令和7年4月、県と空港会社による新たな組織（NRTエリアデザインセンター）を立ち上げ。

当面の主な業務

- ・ビジョン及びゾーニング案の策定
- ・産業拠点の形成に向けた取組の推進
- ・地域公共交通ネットワーク構築に向けた取組の推進 他

- ・県と空港会社が共同で空港内に設置
- ・空港の特徴や強みを生かせる産業集積に資する取組を加速



NRTエリアデザインセンター
開設（R7.4.1）

(2) 国際的な産業拠点整備の推進

国際産業拠点の形成に向けて、産業拠点整備の事業着手に向けた基本構想等の策定を実施

- ↳ [令和7年当初予算] 新たな産業拠点の形成に向けた検討（産業拠点創出可能性調査）

(3) 民間企業が投資しやすい環境づくり

中長期的な視点に立った都市の将来像や、実現に向けた大きな道筋を明らかにする都市計画の基本的方向性を示す新たな「広域都市計画マスタープラン」について、社会インフラの整備効果の最大化を目指した産業の受け皿づくりによる地域振興等を意識した形での改定作業を進めている。

（今後の事業展開にあたっての課題）

外資企業など、国内での開発実績が乏しい民間企業からの投資拡大に向けて、現行制度では都市計画の決定等の提案ができず、円滑な事業展開の妨げになっている。

今回の特区提案

民間事業者からの都市計画提案の
要件緩和

（特区提案をきっかけに現行制度で対応できることが明確化）

農林水産物の輸出拠点化に向けた輸出産地形成や、成田空港・成田市場の有効活用

国は2030年までに農林水産物・食品の輸出額5兆円（うち、水産物1.2兆円）の達成を目標としているところであるが、現状、これらの航空貨物のうち、約3割を占めているのが成田空港であり、首都圏における航空輸出の拠点となっている。県においても千葉県輸出活性化取組方針（R6.5）において、EUなどを“水産物の輸出ターゲット国・地域”に定め、農林水産物の輸出拡大に向けた取組を進めている。こうした取組を通じて、**稼げる農林水産業を実現し、我が国の国際競争力を高めていく必要がある。**

成田市場、成田空港を活用した輸出の現状と課題

(1) 成田空港と羽田空港の便の優位性比較

北中米、台湾、フィリピン、ベトナム、インドネシア、UAE、モンゴルが成田優位

(2) 成田空港と羽田空港の輸出実態比較

成田空港と羽田空港における農林水産物の輸出額合計のうち、約8割を成田空港が占めている。豊洲市場のキャパシティにも限界があり、成田市場の利便性が向上すれば、成田市場からの輸出拡大が見込める

(3) 成田市場を活用した輸出の現状と課題

青果＝成田市場の利便性向上が鍵、水産＝輸出環境の整備が必要

新たな千葉県の輸出活性化取組方針

- 1 輸入規制に対する対応
- 2 生産段階の支援
- 3 流通段階の支援
- 4 販売段階の支援
- 5 成田市場、成田空港を活用した輸出拡大

（今後の事業展開にあたっての課題）

EU向け水産物の輸出手続にあたり、関東農政局(さいたま市)で発行される衛生証明書（署名・押印有）を受領・添付する必要があり輸出ビジネスの障壁となっている。

今回の特区提案

EU向け衛生証明書の手続き迅速化
⇒成田空港内での受取を可能とする規制緩和を成田市と共同で提案
（特区提案をきっかけに農水省の規程が整備され実現済）

企業誘致の更なる推進

本県では近年、組織改正や助成制度拡充、規制緩和、積極的なトップセールス等を行った結果、過去最高の企業立地件数を達成。さらに、外資系企業（日本法人）における本社移転（幕張新都心）、世界的IT企業における日本初のデータセンター設立（北千葉道路沿線地域）、世界的なシェアを誇る自動制御機器メーカーの大規模拠点誘致（柏の葉）、放射性医薬品のユニコーン企業の進出決定（かずさアカデミアパーク）など、国際競争力の強化に資するグローバル企業からの投資が相次いでいる。

加えて、令和7年度から企業立地補助制度を更に大胆に見直したところ。国際的なビジネス拠点形成に向けて、グローバル企業からの投資が見込まれるエリアの拠点性を高め、更なる企業誘致を目指していく。

令和7年度における企業立地補助制度見直しのコンセプト

成田空港の更なる機能強化など、本県の向上するポテンシャルを生かし、20年、30年先の将来を見据えた新たな産業・地域づくりに資する企業の投資や民間の開発を促進させる

見直し内容

本県経済を牽引することが期待される
「**地域**」×「**産業分野**」に該当する研究施設
や工場等が立地する場合、補助を上乗せ

地域

- (1) 成田空港周辺地域
- (2) 幕張新都心エリア
- (3) 東京湾アクアライン着岸地周辺地域・かずさアカデミアパーク
- (4) 北千葉道路沿線地域
- (5) 柏の葉エリア

産業分野

- (1) **デジタル**関連分野（半導体、航空宇宙関連、知能化技術 等）
- (2) **エネルギー・環境**関連分野（蓄電池、再生可能エネルギー 等）
- (3) **バイオ**関連分野（健康医療関連、食料分野 等）
- (4) **マテリアル**関連分野（半導体素材、精密機械関連 等）



多様な人材が働きやすい環境づくり（外国人の活躍・多文化共生）

県では、**多様性尊重条例の制定（R6.1月施行）を契機**に、成田空港を擁する世界に最も近い県として、多様な関係主体とともに取組を進めるための基本的な考え方を示した「**千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン**」を策定（R6.12）。同プランにおいては、「**誰もが活躍し、安心して暮らすことにより、将来にわたり社会の活力を生み出せる県づくり**」を基本目標に、各種施策に取り組むこととしている。

プランの全体構成

施策目標Ⅰ：活躍

一人ひとりが様々な違いのある個人として尊重され、その人らしく活躍できる県づくり

働き手としての活躍

- 外国人留学生等の就職に向けた支援
- 外国人採用・定着に関する支援

地域の担い手としての活躍

- 多文化共生意識の醸成
- 外国人県民の活躍の場づくり

施策目標Ⅱ：共生

国籍及び文化的背景などにかかわらず、共に安心して暮らせる県づくり

コミュニケーション支援

- 日本語や生活ルール等を学ぶ地域日本語教育の充実
- 「やさしい日本語」の普及
- 行政相談窓口の多言語対応・多言語や「やさしい日本語」による情報提供

子どもの教育環境の整備

- 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実
- 教員・指導員等の養成・確保
- 就学の促進・キャリア形成支援等

防災・防犯・交通安全対策の推進

- 防災情報の多言語化・「やさしい日本語」化
- 災害時の外国人支援体制づくり
- 防犯や交通安全に関する規範意識の醸成

住宅・医療・保健・福祉の充実

- 住環境の整備
- 医療環境の整備
- 保健・福祉分野における支援

施策目標Ⅲ：連携

様々な主体の連携により、活躍・共生を推進する県づくり

外国人活躍・多文化共生の推進のための様々な主体の連携・協働

具体的な取組例

（国籍及び文化的背景などにかかわらず共に安心して暮らせる県づくり）

外国語による生活情報提供事業

県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、多言語（10言語）や「やさしい日本語」による外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載

“Hello Chiba”
ハローちば

外国籍の子どもの対象とした就学支援

義務教育年齢を超過した外国籍の子どもが高校に就学できるよう日本語学習等を行う団体を支援



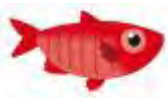
国際的なビジネス拠点の形成

千葉県において、新産業の創出に向けた取組を加速するうえで、障壁となる5項目において、規制緩和を提案。加えて、1項目について既存メニュー活用を希望。

集積を目指す産業の明確化・取組推進



農林水産物の輸出拠点化に向けた輸出産地形成や、成田空港・成田市場の有効活用



観光客の増加を見据えた、受入環境整備に向けた取組

障壁

ビジネス活性化に向けた法令課題
EU向け衛生証明書について、関東農政局(さいたま市)が発行する証明書が必要であり、通常の輸出より1日程度遅れるなど、輸出ビジネスの障壁となっている。

投資促進に向けた参入障壁
民間活力を活用した都市公園の活用之际に際してPark-PFIの有効期間(20年)は融資リスクを伴い、事業者の参入障壁となっている。

都市計画の決定等の提案者の制限
外資企業など、国内での開発実績が乏しい民間企業については都市計画の決定等の提案ができず、民間事業者によるスムーズな事業展開を阻害

円滑な人材確保
今後ニーズの拡大が予測され、人材確保が課題となっているものの、入国手続き等のハードルが外国人材の受入れの妨げとなっている。

災害時における対応迅速化
自然災害が頻発・激甚化する中、災害廃棄物の処理に当たり、制度的制約が迅速な復旧・復興に支障を来すことが懸念される。

今回の特区提案

EU向け衛生証明書の発行迅速化(空港内で発行)
(成田市との共同提案)

特区提案をきっかけに農水省の規程が整備され実現済

都市公園におけるP-PFIの有効期間延長

2/12にWGにおいて協議

民間事業者からの都市計画提案の要件緩和

特区提案をきっかけに現行制度で対応できることが明確化

家事支援外国人の受入れ

既存メニューを活用意向

介護分野での外国人活用の範囲拡大

4/4にWGにおいて協議

災害廃棄物処理に関する規制緩和

4/18にWGにおいて協議

産業拠点形成に向けた環境整備



外資企業など、投資意欲を有する企業の拠点形成への参画促進

グローバル企業を受け入れる基盤づくり

(ビジネスを支える生活環境の向上)

多様な人材が活躍できる環境づくり

安心して暮らすことができる生活環境



（３）イノベーションの促進を通じた 国際競争力のある新事業創出

イノベーションの促進を通じた国際競争力のある新事業創出

国際競争力のある新事業創出に向けた千葉県の取組方向性

- 成田空港の国際産業拠点化をはじめ、京葉臨海コンビナートにおける競争力の維持・向上、スタートアップの育成等、イノベーションの創出に資する取組を進める。



施策の方向性（主なもの）

創薬等のイノベーション促進

- ① 成長分野（創薬・医療機器等）におけるイノベーション促進のための支援（放射性医薬品の研究開発の促進等）
- ② 分野ごとの広域的な連携体制構築
- ③ 成長産業を支える高度人材の確保

カーボンニュートラルに資する取組推進

- ① 業種を超えた企業間連携の促進
- ② カーボンニュートラルに資する効率的な物流網の構築

企業誘致の更なる推進

- ① 立地企業補助金の拡充

グローバル企業を受け入れる基盤づくり

（ビジネスを支える生活環境の向上）

- ① 多様な人材を受け入れる環境づくり

実現に向けた主な取組

企業による革新性の高い研究開発や
販路開拓、マッチング等に関する支援

R7予算

産学官が参画するネットワークを基盤とした
イノベーション促進（GTB、KLS協議会、
ちばメディカルネットワーク等）

企業と求職者とのマッチング支援及び
外国人材の活用促進

企業間連携による脱炭素エネルギー
供給拠点設備や脱炭素循環に関する
調査・検討

R7予算

民間企業による資源循環の一層の促進

特定の地域・産業分野・施設に該当
するケースにおける補助の上乗せ

R7予算

多様な働き方の確保や、安心して暮らすこ
とができる環境整備

今回の特区提案

臨床研修における医工
連携の規制緩和

3/5に特区提案済

放射性医薬品の核種の
持出し規制の緩和

提案に向け調整中

外国人エンジニアの入国
手続き迅速化

提案に向け調整中

プラスチック廃棄物の収
集運搬の円滑化

提案に向け調整中

介護分野での外国人
活用の範囲拡大

4/4にWGにおいて協議

災害廃棄物処理に関す
る規制緩和

4/18にWGにおいて協議

家事支援外国人の受入
れ

既存メニュー
を活用意向

医療機器分野におけるイノベーションの促進支援

本県では、国立がん研究センター東病院や千葉大学等も参画する「ちばメディカルネットワーク（※）」の枠組みも活用しながら、技術力が高い企業による新たな医療機器等の開発促進に資する環境を構築しており、国際競争力のある新事業の創出に向けて、今後、更に規制緩和等を進めていく必要がある。

【事業の概要】

① 専門人材の配置

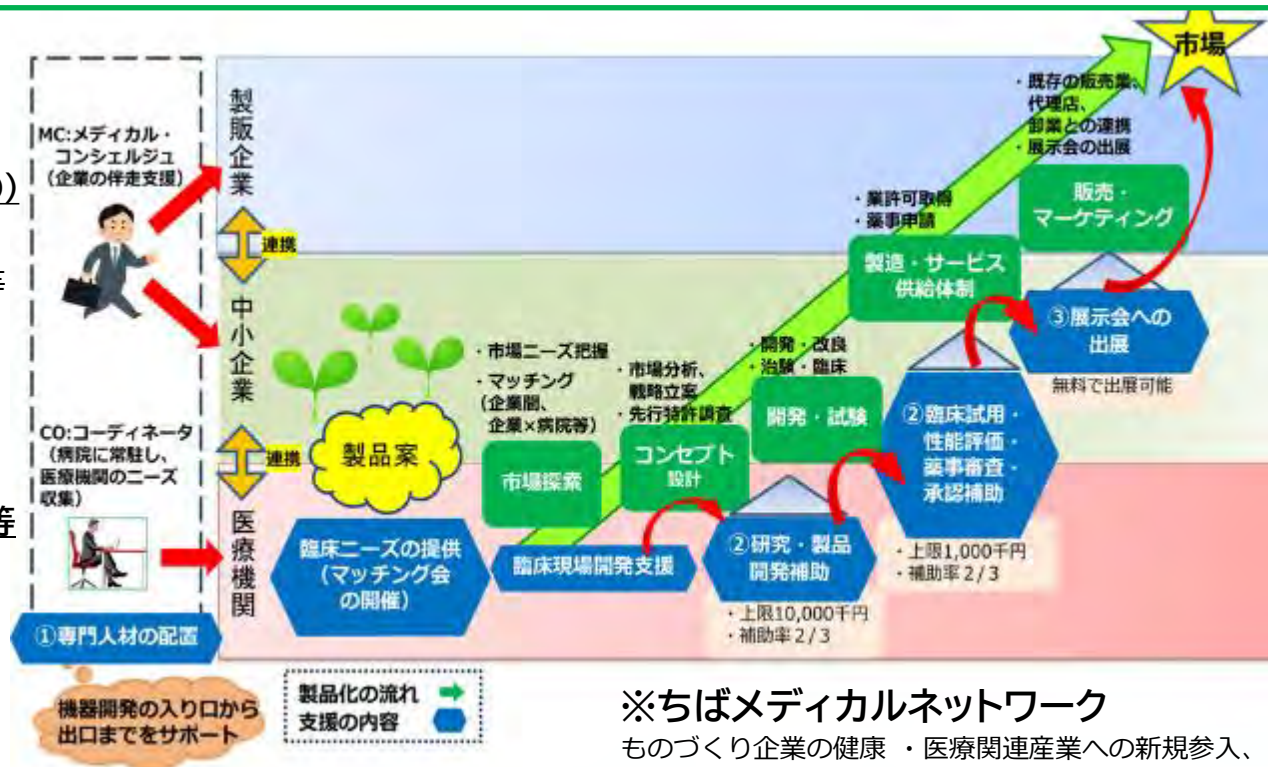
病院等に配置した専門人材(MC/CO)
により、医療現場からのニーズ集約、
県内中小企業と医療機関・医療機器等
製造販売業者とのマッチング支援や
事業化支援を実施

② 医療機器等開発支援補助

県内中小企業を対象として医療機器等
の製品開発等の経費の一部を助成

③ 展示会出展支援

医療機器展示会に「千葉県ブース」を
設置して、販路開拓を支援



※ちばメディカルネットワーク

ものづくり企業の健康・医療関連産業への新規参入、
医工・産学連携による製品化・事業化を促進するための
会員組織。企業、医療機関、大学・研究機関等が加入

(今後の事業展開にあたっての課題)

医療機器分野におけるイノベーションの推進に向け、AI医学、データサイエンス等の知見を有する医師等が中核となり、医工連携の更なる推進を図ることが必要不可欠

今回の提案

- 医師臨床研修における基礎研究医プログラムの要件緩和について、千葉県と共同で提案 (3/5に特区提案済)

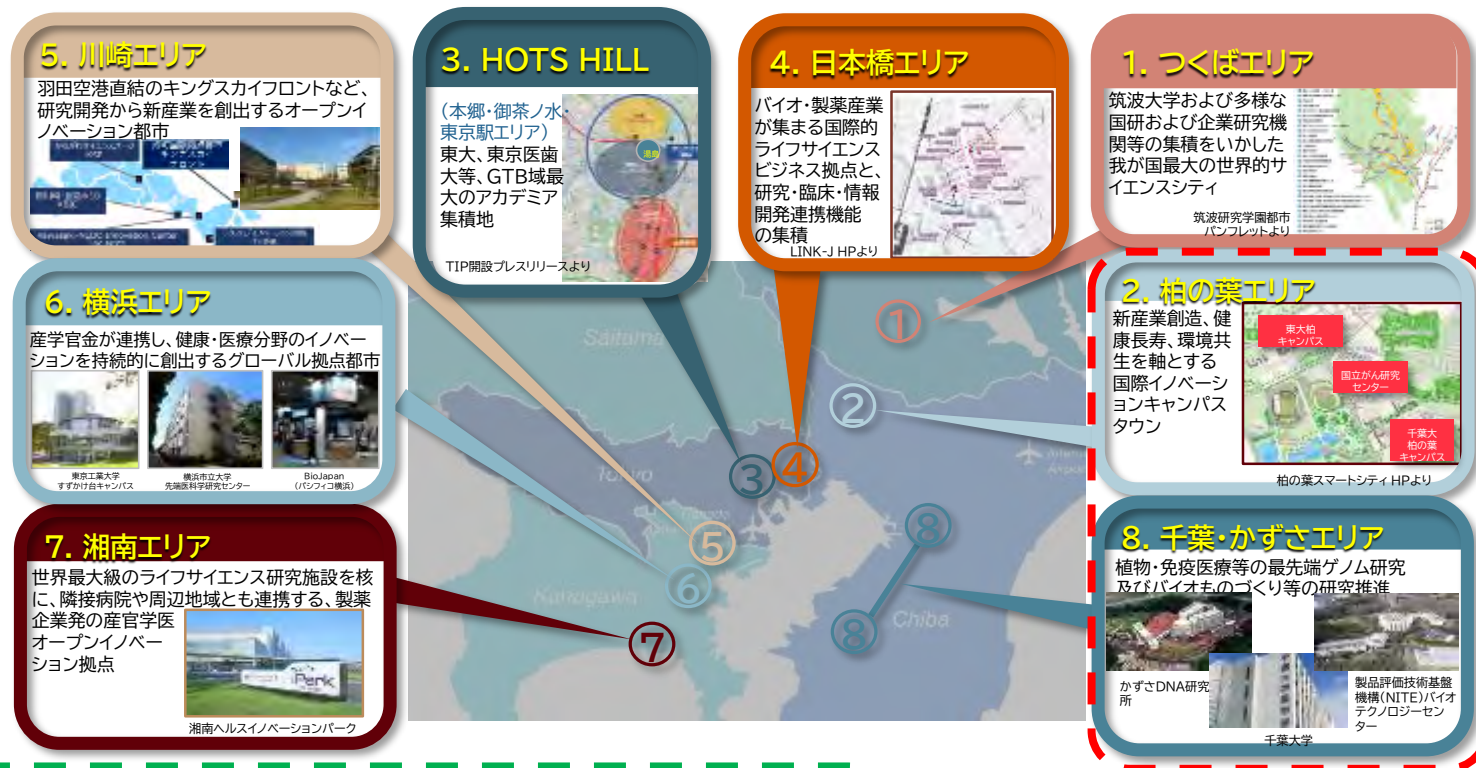
イノベーションの促進を通じた国際競争力のある新事業創出

創薬等におけるイノベーションの促進支援

東京圏におけるバイオ産業の産学官ネットワークであるGTB（Greater Tokyo Biocommunity）による広域的な拠点活動等を通じて、創薬等の分野のイノベーション促進を支援。**東京圏の強みを生かし、各拠点が連携しながら、国の政策目標の実現を目指している。**

あわせて、県では、成長分野における企業誘致を推進しており、去年は放射性医薬品の研究開発等を行う企業等の誘致が実現。今後も**革新的な研究開発の促進に資する環境づくりを進め、我が国の国際競争力強化に貢献**していく必要がある。

（参考）GTBバイオイノベーション推進拠点（バイオインダストリー協会資料より抜粋）



本県における推進拠点

（今後の事業展開にあたっての課題）

同分野におけるイノベーションの更なる促進に向けて、立地企業や関係機関による革新的な研究開発を可能とする環境づくりが必要不可欠

同分野において調整中の規制緩和項目

放射性医薬品の核種の持出し規制の緩和
（提案に向け調整中）

カーボンニュートラルの推進に資する取組

- ・京葉臨海コンビナートは、産業部門のCO2排出量が全国で最も多く、**コンビナートのカーボンニュートラルへの転換と国際競争力強化の両立は、我が国の産業競争力に直結する課題。**
- ・そのため、「京葉臨海コンビナート カーボンニュートラル推進協議会（構成員：国、県、市、立地企業、有識者）」を設置し、**広域的かつ業種を超えた企業間連携による取組**を進めている

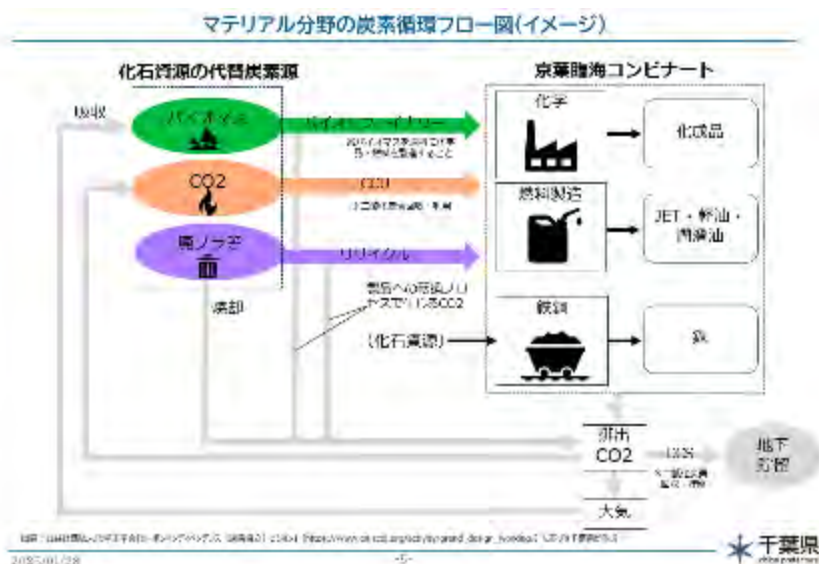
京葉臨海コンビナートカーボンニュートラル推進協議会の方向性

- ・カーボンニュートラルへの転換を図るためには、広域でかつ、多業種が集積するコンビナートの強みを最大限に生かし、業種を超えた企業間連携を促すことで、エネルギーやマテリアル等の効率的な利活用やスケールメリットを生み出すことが必要
- ・協議会を受け皿に、具体的な企業間連携の取組について協議を進める。

（参考）第2回協議会における報告内容

①【マテリアル分野】

化石資源の代替炭素源（例：廃プラ）を用いた製品製造における炭素の流れを整理



②【エネルギー分野】

水素等の共同利活用に向けて、協議会
参画企業12社において、

①需要等想定調査

②パイプライン検討調査

③基地検討調査

を実施



近未来技術の実証に関する取組

ドローンや自動運転などの近未来技術を活用し、市民の利便性向上や市内企業の業務効率化を実現することにより、国際都市としての魅力・競争力の向上を図る！

人口集中地区におけるドローン飛行の規制緩和

- ・国勢調査結果に基づく**人口集中地区のドローン飛行は、飛行許可手続き等が必要**になる。
- ・工場等の多くは関係者以外立入禁止のため、場内への**立ち入り管理は徹底**されている。

【規制緩和提案に至るまでの経緯】

R3年度

ちばドローン実証ワンストップセンターを通じた市内企業との打合せをきっかけに、千葉市補助金を活用した**港湾荷役クレーン等のドローン点検を試行的に実施**

R5年度

ドローン点検活用の効果を実感され、千葉市補助金を活用して**ライセンスを取得し、ドローン点検業務を内製化**

R6年度

自社で運用を始めたドローン点検の状況を千葉市と意見交換する中で**規制の存在を認識し、提案に至る**

千葉港沿岸の工業専用地域(人口集中地区内)における飛行許可手続き等を不要とするための規制緩和を提案！



出典 総務省統計局 iSTAT map
掲載の国土地理院地図

デジタルツインを活用した自動運転実証

自動運転の安全性検証において、**危険を伴う検証（人の飛び出し等）等、現実世界では、実証実験が困難であるシーンが多く存在**する。

現実世界の公道環境に代わる検証プラットフォームとして、**仮想空間上に幕張新都心を再現！**

- ・**過去の事故データや実交通流データを活用し、検証効果の高い複数のシナリオを選定**
- ・**仮想環境と現実世界で相互に検証し、仮想環境での検証精度を確認しつつ、安全性検証を実施**



仮想空間上で再現した海浜幕張駅前

現実世界では実証実験の難しいさまざまな走行条件や走行環境を自由に設定しシミュレーションを繰り返すことで、自動運転サービス実装に向けた技術力の向上および質の高い安全性検証を実現！

イノベーションの促進を通じた国際競争力のある新事業創出

千葉県において、新産業の創出に向けた取組を加速するうえで、障壁となる3項目において、規制緩和を提案。加えて、3項目について提案に向け調整中。さらに、1項目について既存メニューを活用の意向。

創薬等のイノベーション促進



成長分野（創薬・医療機器等）におけるイノベーション促進のための環境づくり（放射性医薬品の研究開発の促進等）

成長産業を支える高度人材の確保

カーボンニュートラルに資する取組推進

カーボンニュートラル推進に向けた、プラスチックの資源循環を図るための環境づくり

グローバル企業を受け入れる基盤づくり

（ビジネスを支える生活環境の向上）

多様な人材が活躍できる環境づくり

安心して暮らすことができる生活環境



障壁

今回の特区提案

研究開発の促進に係る法令課題
成長産業である創薬や医療機器分野でのイノベーション促進に当たり、現行の法令・規制が取組推進の妨げになっている。

臨床研修における医工連携の規制緩和

3/5に特区提案済

円滑な人材確保
成長分野でのイノベーションを担うことが期待される外国人エンジニアの採用に当たり、入国審査の長期化による弊害が生じている。

放射性医薬品の核種の持出し規制の緩和

提案に向け調整中

外国人エンジニアの入国手続き迅速化

提案に向け調整中

再資源化に向けた法令課題
プラ新法での自主回収・再資源化に際しての再委託が認められておらず、効率的な物流網の利用・処分・再資源化に課題が残る。

プラスチック廃棄物の収集運搬の円滑化

提案に向け調整中

円滑な人材確保
今後ニーズの拡大が予測され、人材確保が課題となっているものの、入国手続き等のハードルが外国人材の受入りの妨げとなっている。

家事支援外国人の受入れ

既存メニューを活用意向

介護分野での外国人活用の範囲拡大

4/4にWGにおいて協議

災害時における対応迅速化
自然災害が頻発・激甚化する中、災害廃棄物の処理に当たり、制度的制約が迅速な復旧・復興に支障を来すことが懸念される。

災害廃棄物処理に関する規制緩和

4/18にWGにおいて協議

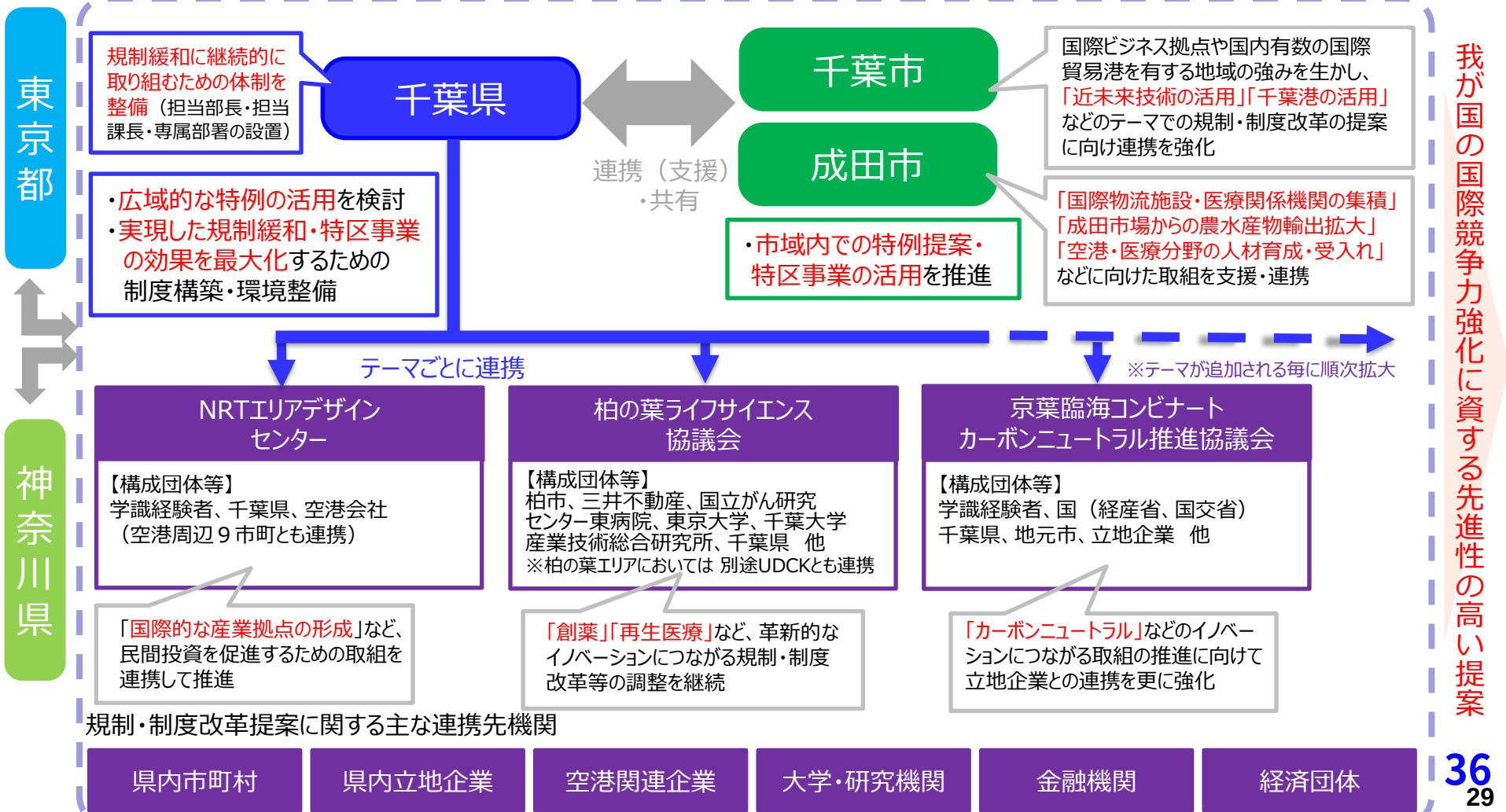
国家戦略特区を活用した取組に関する推進体制

○既に特区の指定を受けている千葉市、成田市とも連携し成田空港の機能強化を見据えた、国際ビジネス拠点形成やイノベーション促進に資する投資環境づくりを進めていく。

※千葉市、成田市の現行の立場及び手続を確保することを前提に、より広域的な観点からの特区活用により成果の拡大を図る。

○また、他の県内市町村とも様々な機会を捉えて情報共有・連携し、地域のニーズを吸い上げながら継続的に取り組む。

○あわせて、新たな道路ネットワークにより同空港と結ばれる地域（柏の葉、京葉臨海部など）における産業拠点の形成に向けて、関係団体が参画する既存組織等と連携し、取組を推進していく。



個別の規制改革事項の全体像①

●東京圏特区における政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受入促進 (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
(3) 起業等イノベーションの促進、創業等のハブの形成 (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
(5) 国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

	提案項目	提案概要	東京圏特区との 関連	提案状況
国家プロジェクトとして取組が 加速する成田空港の機能強化	航空物流分野における 外国人材の活用拡大	成田空港の国際航空物流機能の強化に向けて、人材不足が喫緊の課題となっている現状を踏まえ、空港外の保税蔵置場等における成田空港に係る貨物取扱業務を、在留資格「特定技能」の「航空分野」に該当するものとして、当該業務に従事する外国人材の受入れを可能とする。 ⇒特区諮問会議において新たに講ずべき施策として決定。	(1) (5)	提案済み
国際ビジネス拠点の形成	EU向け衛生証明書の発行迅速化 ※成田市との共同提案	成田市場・成田空港を活用した農林水産物の輸出活性化に向けて、一部の輸出規制がビジネスの障壁となっている現状を踏まえ、EU向け水産物の衛生証明書について、発行を迅速化（成田空港内で発行）する。 ⇒農林水産省において規則の整備等を実施し、令和6年12月5日から成田空港内の窓口においてEU向け水産物の衛生証明書発行が可能に。	(1)	提案済み
	民間事業者からの都市計画の決定等の提案	空港周辺における産業拠点形成に向けて、海外も含む民間企業の創意と工夫、投資等を呼び込める環境づくりが不可欠であるところ、国内での開発実績が少ない民間事業者が自ら都市計画の提案を行えない現状を踏まえ、国が特別に認めた開発について、都市計画の決定等の提案を可能とする。 ⇒特区制度での提案をきっかけに現行制度で対応できることが、国土交通省から示され、実現可能であることが明確化。	(1) (5)	提案済み
	都市公園民間活力導入事業	空港の機能強化により増加する国内外の観光客や、日本で生活する外国人を受け入れるため、民間活力の導入（P-PFI）を前提とした都市公園の再整備を行うにあたり、「宿泊施設」など投資額が大きい施設の整備が図られるよう、特区制度の活用により有効期間を20年から30年に延長する。 ⇒令和7年2月12日にWGにおいて協議。	(1) (4)	提案済み
	外国人介護人材の確保に向けた在留資格「介護」の要件緩和	多様な人材が活躍できる環境整備に向けた施策の一つとして、介護分野において人材不足が深刻化している現状を踏まえ、在留資格「介護」について、「千葉県留学生受入プログラム」に参加している留学生を対象に、介護福祉士養成施設を卒業後、県内で継続的に介護業務に従事することが可能とする要件緩和を行う。 ⇒令和7年4月4日にWGにおいて協議。	(1) (2) (4)	提案済み

個別の規制改革事項の全体像②

●東京圏特区における政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受入促進 (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
(3) 起業等イノベーションの促進、創業等のハブの形成 (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
(5) 国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

	提案項目	提案概要	東京圏特区との関連	提案状況
国際ビジネス拠点の形成	災害廃棄物の処分における産廃業者の処理施設の活用	企業の投資先の判断の一つとして、災害に強く、安心して暮らせる環境であることが重視されるものと認識。特に本県は、半島部の特性を踏まえた災害廃棄物の処理体制の強化が課題であることを踏まえ、災害廃棄物の処理について、産業廃棄物処分業者の全ての処理施設を活用可能とする。 ⇒令和7年4月18日にWGにおいて協議。	(1) (4) (5)	提案済み
	家事支援外国人材の受入れ	第三者管理協議会による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする。※千葉市から千葉県全域に区域拡大	(1) (2) (4)	既存メニューを活用意向
イノベーションの促進を通じた国際競争力のある新事業創出	医師臨床研修における基礎研究医プログラムの要件緩和 ※千葉市との共同提案	医療現場の業務効率化や医療の質の向上に資する技術開発や医工連携、AI医学、データサイエンス等に通じた医師の養成・確保や、創薬・医療機器分野の産業の重要性を踏まえ、基礎研究医プログラムにおける「基礎医学の教室に所属する期間」について、医工学やデータサイエンスの研究機関等でも認められるよう要件を緩和する。 ⇒令和7年3月5日に特区提案。	(3)	提案済み
	プラスチック廃棄物の収集運搬に係る委託基準の緩和	日本最大のコンビナートが立地し、多くの二酸化炭素を排出する本県の特徴を踏まえ、カーボンニュートラルを推進する民間企業の具体的取組を下支えすべく、プラスチック廃棄物の収集運搬において、収集運搬事業者からの再委託を可能とする。	(1)	提案に向け調整中
	放射性医薬品の核種の管理区域外への持ち出し規制の緩和	放射性医薬品の革新的な製品開発に向け、開発用途等の放射性医薬品の核種の放射能が、一定レベル以下まで減衰することを確認のうえ、RI管理区域外に持ち出すことを可能とする。	(3)	提案に向け調整中
	外国人エンジニアの就労促進	自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。	(1)	既存メニューを活用意向

※このほか、外国人材の更なる活用拡大（在籍型出向など）に向けた提案等、今後も新たな提案の検討を継続

国家戦略特別区域基本方針 指定基準との適合性①

指定基準	特区提案と指定基準との適合性
区域内における経済的社会的効果	◆ 国際ハブ空港としての成田空港の競争力の強化により、今後、年間発着容量が30万回から50万回まで拡大し、旅客数・貨物取扱量などが大幅に増加することが見込まれる中、東京圏全体においてグローバルな企業・人材・資金の受入れ等が促進されるとともに、日本全体に大きな経済効果が期待。 【空港の機能強化により期待される効果】 ・旅客数：7,500万人（現在の約2倍） ・取扱量：300万トン（現在の約1.5倍） ・空港内従業員数7万人（現在の約2倍） ・経済波及効果（周辺9市町のみ）：2.5兆円（平成27年の約1.8倍） 【出典：成田空港周辺の地域づくりに関する実施プラン】 ◆ 航空宇宙や健康医療、精密機器など、空港の特徴・強みを生かせる産業を始めとした、県内全域で地域特性に応じた産業集積の活発化と、国内外の多様な人材を受け入れることのできる環境整備により、サプライチェーンの構築や雇用創出など、長期にわたり大きな経済的社会的効果が期待。
国家戦略特区を超えた波及効果	◆ 主要空港を擁する世界各国の競争が激化する中、日本最大の貿易港である成田空港の機能強化とあわせ、あらゆる産業の生命線である国際航空物流機能を強化することは、我が国の国際競争力の強化のために必要不可欠。 ◆ 圏央道の全線開通や北千葉道路等の幹線道路整備の進展により、東京圏特区の連携に加えて、北関東・東北エリアなど周辺地域との広範な交流が加速。さらに、成田空港の機能強化を契機に、グローバルな企業・人材・資金等の受入を一層促進することで、全国的な経済波及効果を創出。 > 東京圏国家戦略特区の取組との連携：産業拠点の形成や新事業の創出に向けた新規提案や既存認定事業の活用（東京圏におけるシームレスな外国人活用等） > 周辺地域とのネットワーク形成：ワンストップ輸出拠点である成田市場活用した 農林水産物の輸出拡大等。 【空港の機能強化により期待される効果】 ・経済波及効果（全国）：10.4兆円（平成27年の約2.1倍）【出典：成田空港周辺の地域づくりに関する実施プラン】
プロジェクトの先進性・革新性等	◆ 海外の競合空港では、政府主導で周辺地域の開発計画を策定し、産業拠点を形成。我が国最大の貿易港であり、全国の国際航空貨物量の5割超が集中する成田空港の機能強化を踏まえた国策としての産業拠点形成は、それ自体が主要空港との競争に向けた先進的な取組である。 ◆ 県としても、こうした機会を捉え、成田新産業特別区域基本計画の変更や企業立地補助金の見直しにより、航空宇宙などの集積を目指す「産業」と、空港周辺や柏の葉といった「地域」をそれぞれ明確化し、国際的なビジネス拠点の形成を図っている。 ◆ そうした中、航空物流分野における外国人材の活用拡大や臨床研修における医工連携、放射性医薬品の核種の持出し規制の緩和といった、これまでにない先進的・革新的な規制改革事項を提案し、これらを東京圏で進められている産業拠点形成やイノベーション促進に結び付けることで、東京圏全体の取組の加速化を図る。 ◆ 柏の葉や、アクアライン着岸地周辺におけるバイオ・ライフサイエンス分野や、京葉臨海コンビナートにおけるカーボンニュートラルなど、我が国の将来の産業構造を変えるような取組が行われている。

国家戦略特別区域基本方針 指定基準との適合性②

指定基準	特区提案と指定基準との適合性
地方公共団体の意欲・実行力	◆ 県では、国家戦略特区の区域指定拡大を見据え、<u>規制緩和担当部長、戦略特区・規制緩和担当課長及び「国家戦略特区推進室」を新設</u>。さらに、<u>成田空港周辺における産業集積や、日本最大のコンビナートである京葉臨海コンビナートにおけるカーボンニュートラル等を推進するための組織を新たに設置</u>。 ◆ <u>東京圏国家戦略特区として、東京都や神奈川県と連携しつつ、既に県内で国家戦略特区に指定されている千葉市、成田市や、他の県内市町村とはそれぞれの知見や専門性を生かすべく、情報共有体制を整備し、規制・制度改革を推進・実行する体制を確立</u>。 ◆ 県と空港会社が一体となって、<u>NRTエリアデザインセンターを設置</u>。加えて、大学・研究機関が集積する柏の葉エリアでは、地元自治体や関係団体が参画するコンソーシアム等により、新産業創出に向けた取組を推進。
プロジェクトの実現可能性	◆ <u>県と成田空港株式会社は、NRTエリアデザインセンターを設置し、更なる航空需要の創出や我が国の経済発展、国際競争力の強化に寄与するための産業拠点形成等に取り組んでいる</u>。 ◆ 地域の特色を生かした産業集積に向けて、「<u>柏の葉ライフサイエンス協議会」「京葉臨海コンビナートカーボンニュートラル推進協議会」等において、成長産業分野（創薬、カーボンニュートラル等）のイノベーション促進に資する取組を推進</u>。京葉臨海コンビナート、柏の葉、かずさアカデミアパーク等の区域や、医療・産業振興等の個別分野において、企業、経済団体、まちづくり支援団体、大学等との既存の連携の枠組みを活用して、東京圏のイノベーション促進の取組の動きを更に加速。
インフラや環境の整備状況	◆ 本県は、日本最大の貿易港である成田空港を擁しており、空港周辺には開発余地のある土地が存在することとあわせ、<u>世界に伍する物流・産業拠点を形成できる環境</u>が整っている。 ◆ また、2つの国際空港（羽田・成田）や、ビジネスの中心である都心との利便性に優れており、<u>近年、グローバル企業の進出が相次いでいる</u>。 ◆ 県内には<u>東京大学などの学術・研究機関や、日本最大のコンビナートである京葉臨海コンビナートなど、新産業の創出に向けた拠点が存在し、東京圏の政策課題（イノベーションの促進等）を解決するための環境が整っている</u>。加えて、都市・交通機能向上に向けて、広域的な幹線道路の整備が進められており、投資環境が更に向上することが期待。
実施されるプロジェクトが、分野横断的な広がりを持っている等の包括性・総合性を有すること	◆ 成田空港の機能強化は、あらゆる産業の成長に不可欠な国際航空物流の強化に資するとともに、<u>インバウンドや外国人活躍などによる人流の拡大と、企業の投資意欲の拡大</u>をもたらす。成田空港の機能強化の効果が、東京圏の目標である国際的なビジネス拠点の形成や、近未来技術の実証やイノベーション創出に幅広く及ぶよう、<u>産業集積や立地優位性を踏まえた航空宇宙、創薬、カーボンニュートラルといった幅広い成長分野と、連携した取組実績がある柏の葉や京葉臨海コンビナートといった先進地域で取組を進める</u>。また、東京圏の生産性を支えるため、<u>災害対策や福祉の充実など、住民も含む生活環境の整備に向けた取組</u>を総合的に進める。 ◆ 本県において特色ある取組と連携が進む、成田空港、京葉臨海コンビナート、柏の葉といったエリアを含む千葉県全域の指定により東京圏の区域が拡大することが、<u>事業者の投資判断に好影響を与えることも予測される</u>ことから、東京圏全体としてのビジネス拠点形成や新産業の創出に向けて、より効果が高まることが期待。

参考資料

個別の規制改革事項

現状・課題

諮問会議において新たに
講ずべき施策として了承済み

- 航空物流業界では、**航空貨物に係る荷役業務等において慢性的な人手不足が発生**しており、人材確保が喫緊の課題。
- とりわけ、**日本最大の貿易港である成田空港においては顕著な状況にあり**、今後、滑走路の新設をはじめとした更なる機能強化により、**貨物取扱量は200万 t から300万 t への増加**が見込まれることから、外国人材の活用を含め、人材確保に向けた早急な取組が必要。
- このため、**空港敷地外の保税蔵置場等において、空港敷地内と同様に、国際航空貨物の取扱業務に従事する外国人材の受入れ**が可能となるよう、**国家戦略特区の活用**を提案。

【「特定技能」の対象分野】

空港グランドハンドリング（空港敷地内における地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務）や航空機整備（機体・装備品等）

介護

ビルクリーニング

建設

航空

自動車整備

宿泊

農業

漁業

外食業

工業製品製造

造船・船舶用工業

飲食料品製造業

自動車運送業

鉄道

林業

木材産業

事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般等

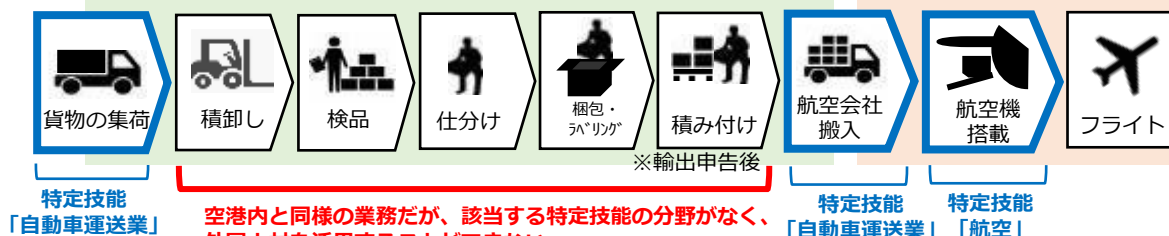
【航空貨物を輸出する場合の例】

■：空港敷地外
□：空港敷地内

■ 空港敷地内



■ 空港敷地外の保税蔵置場等



※保税蔵置場
輸入手続前の貨物や輸出手続後の貨物の積卸し、蔵置ができる場所。

国家戦略特区を活用し、保税蔵置場等において外国人材の活用を可能に

②成田市場の更なる活用に向けた成田空港におけるEU向け衛生証明書の発行について

特区提案をきっかけに農水省
の規程が整備され実現済

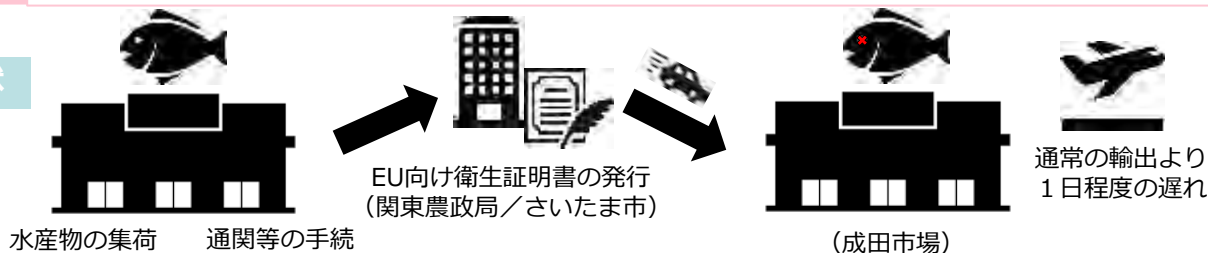
現状・課題

- 政府は、2030年までに農林水産物・食品の輸出額5兆円（うち、水産物1.2兆円）の達成を目標としているが、そのうち航空貨物の約3割は成田空港が占めており、首都圏における航空輸出の拠点となっている。
- これに資する取組として成田市では、卸売市場の機能に加え、衛生管理の整った加工施設や日本初のワンストップ輸出拠点機能を備えた「成田市場」を成田空港の隣接地に開設したほか、県においても千葉県輸出活性化取組方針（R6.5）において、EUなどを“水産物の輸出ターゲット国・地域”に定め、農林水産物の輸出拡大に向けた取組を進めることとしている。
- しかしながら、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」第15条で規定する輸出証明書は、EU向け水産物の輸出手続について、紙で発行された衛生証明書の原本（押印・署名あり）の添付が必要（※）となっている。
このため、輸出事業者が成田市場で通関等を済ませた後に、関東農政局（さいたま市）で発行される衛生証明書を受領する必要があり、通常の輸出より1日程度遅れるなど、輸出ビジネスの障壁となっている。

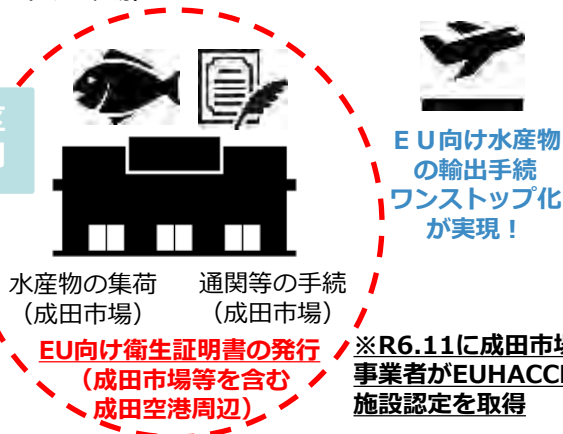
提案

EU向け水産物の輸出手続のワンストップ化・迅速化を図るため、成田市場等を含む成田空港周辺でのEU向け衛生証明書発行の実現を求める

現状



特区活用



◇成田市場等を含む成田空港周辺での衛生証明書の発行により期待される効果（一例）

- EU向け水産物の輸出手続を成田市場等を含む成田空港周辺でワンストップで行うことができ、鮮度の高い状態で輸出することができる。
- 成田市場の付加価値（輸出利便性）が上がり、EUへの輸出量が増える。

【関係法令／農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）】
第十五条（輸出証明書の発行）

主務大臣は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、主務大臣が輸出証明書（農林水産物又は食品が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書をいう。）を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、輸出証明書を発行することができる。

（※）「衛生証明書」は輸出証明書の種類のひとつであり、EU向けには「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品取扱要綱」により詳細が定められている。

※R6.11に成田市場内事業者がEUHACCPの施設認定を取得

③都市公園民間活力導入事業

(民間事業者からの意見を踏まえた) 都市公園の再整備等に民間活力を導入する場合の課題

- ☑ Park-PFIの期間(有効期間) 20年間では、公募対象公園施設の規模や内容によっては、投資を回収することが困難となる。
- ☑ 設置管理許可制度は10年ごとの更新を可能とするものの、10年、20年後の更新の保証がなく資金調達のリスクがある。

【何を、どうしたいのか?】



○ Park-PFIの有効期間20年を30年程度に延長

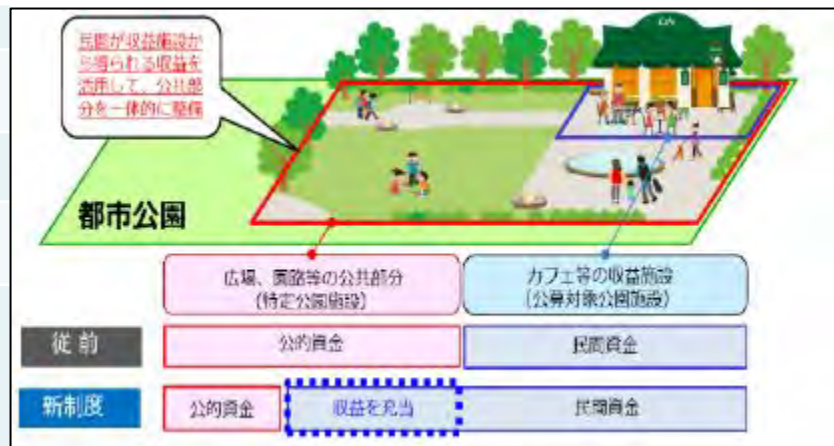
特区を活用することで期待する効果

○ 認定された区域内の都市公園において有効期間を延長することにより、長期的な事業運営を担保することは、Park-PFIの内容や参画事業者の多様化をうながし、民間事業者の公募への参入意欲を高め、Park-PFIの活性化につながる。

民間活力を導入して公園施設を設置できる制度

	設置管理許可制度	PFI事業	Park-PFI
根拠法	都市公園法	PFI法	都市公園法
選定手続き	特段の規定なし	PFI法に基づく募集手続き	都市公園法に基づく公募手続き
期間	最長10年	最長30年	最長20年
都市公園法の特例措置	—	—	・建蔽率の上限緩和 ・占用物件の追加
(主な事例)	稲毛海浜公園(千葉市) ちはら台公園(市原市)	県内事例無し	柏の葉公園(千葉県) 千葉公園(千葉市) 鳥居崎公園(木更津市) 手賀沼公園(我孫子市) 多くの市で活用を検討中...

○ Park-PFIのイメージ



④民間事業者からの都市計画の決定等の提案

現状・方向性

特区提案をきっかけに現行制度
で対応できることが明確化

- ✓成田空港周辺や柏の葉などにおいては、国際競争力の向上に資するため、民間の創意と工夫、投資等の呼び込み、未来への力強い発展基盤を構築する環境づくりを進めていくことが必要不可欠。
- ✓都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内において、民間事業者からの都市計画の決定等の提案により、国際競争力の向上に資する事業が展開されている。
- ✓国際競争力の更なる強化を図っていくため、国際競争力の向上に資する民間事業者に対し、同様の特例措置が可能となるよう、国家戦略特区の活用を要望する。

<都市計画の決定等の提案>

(現状) 都市計画法第21条の2に基づき、提案者は土地所有者等に限定

土地所有者
借地権者

NPO法人
公営法人

まちづくりの経験
と知識を有するもの

条例で定める
団体

都市再生機構
住宅供給公社

(提案) 認定された区域内の都市計画法を緩和し、国際競争力の向上を目的とした事業を実施する民間事業者を追加

※都市再生特別措置法第37条と同じ措置

<特区を活用することで期待する効果>

- 民間活力を活用した成田空港周辺や柏の葉等における付加価値の高い開発の促進
- 民間事業者での計画立案によるスムーズな事業展開
- 外資系企業をはじめとする開発実績のない事業者などの参入促進

～都市再生と国家戦略特区の規制改革を連動した例 ・成田空港周辺～



【国家戦略特区】+
【特定都市再生緊急整備地域】の活用

○ライフサイエンス、
環境分野における、
世界最高水準の
研究開発から新産業を
創出する
「国際産業拠点：
キングスカイフロント」
(約40ha)を形成

～今後、国際競争力の向上を図っていく主なエリア～

<成田空港周辺>



<柏の葉>



出典：柏の葉国際キャンパスタウ

⑤外国人材確保に向けた在留資格「介護」の要件緩和

現状・課題

4/4にWGにおいて協議

- ❑ 本県の介護職員数は、令和22年度には約2万8千人が不足すると見込まれており、また、生産年齢人口の減少等に伴い、人材確保が一層困難となるため、外国人介護人材の確保が重要性を増している。
- ❑ 継続的な就労が可能である在留資格「介護」を付与する条件として、介護福祉士資格を有することが求められているが、「介護福祉士養成施設を卒業し、かつ、的確な介護を実践できる水準の高度な専門性・技術力」を備えた人材が、介護福祉士試験に合格しなかったことをもってわが国で就労できないことは、介護人材の確保への影響が大きい。
- ❑ 介護現場の状況等を踏まえると、在留資格「介護」を付与する条件として、すべての外国人に「介護福祉士資格によって担保されている高度な専門性・技術力」まで求めることは必須ではない。このため、在留資格「介護」が担保しようとする専門性・技術力を国家資格の取得という知識レベルだけでなく、知識レベルと実践的スキルの両面から、より実態に合った確認方法が求められている。

提案内容と効果

《提案》「千葉県留学生受入プログラム」に参加している留学生を対象に、介護福祉士養成施設を卒業後、現場で求められるスキル等を有する者などに、特例で在留資格「介護」を認める。

■千葉県留学生受入プログラム

外国人材就業促進のため、在留資格「介護」を取得し、介護福祉士として県内介護施設での就労を目指す外国人留学生と受け入れる介護施設を一体的に支援。

- ① マッチング支援（日本語学校から施設就労までを繋ぐ）
- ② 学費・居住費の支援（留学生に支給する施設に県が補助）

■養成施設を卒業した留学生に係る在留資格

・介護福祉士試験に合格しなかった場合、令和8年度卒業生までは、経過措置により介護福祉士となれ、在留資格「介護」を付与されるが、令和9年度以降は在留資格「特定技能1号」に移行することとなり、在留期間上限の5年以内に試験に合格しなければ、継続的に就労できなくなる。

・また、在留資格「介護」を取得するハードルが上がるため、留学生は日本以外の他国を選ぶことになる可能性がある。

規制緩和に係る諸要件

（現場で求められるスキル等の質を担保する仕組み）

【養成施設卒業後5年まで】

- ① 介護福祉士国家資格の取得又は介護プロフェッショナルキャリア段位制度※レベル3の認定を目指すこと（5年以内に認定を受けた場合を含む）

※平成24年度に内閣府が創設。同じ施設に勤務するアセッサー（評価者）が、介護職員の実践的スキルのレベル認定を実施。レベル3は、利用者の状態に応じた介護や多職種の連携等を行うための幅広い領域の知識・技術等を習得し、的確な介護を実践できるレベル。

- ② 同段位制度におけるアセッサー（評価者）を配置している県内介護施設・事業所に就業すること
- ③ 本県が実施する就労状況等の把握に協力すること

【上記期間経過後】

- ① 上記の者がレベル3の認定を受けていること
- ② 県内で介護業務に従事すること

規制緩和による効果

- ・千葉県留学生受入プログラムの参加者が、左記要件を全て満たす場合、特例で在留資格「介護」を付与。
- ・2027年から2040年までで累計で約180名の外国人介護人材を確保

期待される波及効果

- ・介護人材の需給ギャップの改善
- ▶ 県民の生活向上
- ・外国人材等、多様な人材が活躍できる環境づくりに寄与
- ▶ 千葉県、東京圏におけるグローバルな人材受け入れの促進

⑥災害廃棄物の処分における産業廃棄物処分業者の処理施設の活用

4/18にWGにおいて協議

現状・課題

自然災害の頻発・激甚化に対応する、半島部の特性を踏まえた災害廃棄物の処理体制の強化が課題

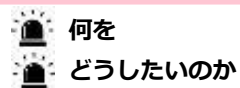
☑令和元年房総半島台風や令和5年台風13号では大量の災害廃棄物（＝一般廃棄物）が発生。

➡ 制度的制約により県内にある既存の産業廃棄物処分業者の施設を十分に活用できず処分に時間を要した。

☑廃棄物処理法では、災害時の処理の特例が示されているが、法の許可対象外の施設は手続きが煩雑で活用されていない。

☑災害発生時、特に半島部では、被災地近隣の既存施設を最大限活用した迅速かつ円滑な災害廃棄物処理が求められている。

【本県の特徴】 法許可対象外の施設について、条例又は要綱で立地・構造・維持管理基準を独自に設定し、施設設置時に生活環境保全上の支障が生じるおそれがないことを事前に確認。県内の産業廃棄物処分業者はこれら施設を用い廃棄物を適切に処理。



迅速かつ円滑な災害廃棄物処理のため、被災地近隣の既存産業廃棄物処理施設を最大限活用したい

提案内容と効果

《提案》 災害時には、千葉県の産業廃棄物処分業許可業者が事業の用に供している全ての施設において、事後届出により災害廃棄物の処理を可能とする

現 状

法許可対象施設（332施設）

木くずの破碎施設、廃プラの焼却施設など

特例①（法許可対象施設）
：事後届出により処理可能だが品目や種類が限定され必要な全ての処理ができない

特例②（許可対象外施設）
：条例の制定や生活環境影響調査など手続きが煩雑なため活用した事例がない

解決策

県独自に生活環境保全上の支障のおそれがないことを事前に確認



法許可対象外施設についても事後届出とし、迅速に災害時に活用

特 区 活 用

簡易な手続きであらゆる廃棄物の処理が可能に！！

法許可対象施設（332施設）

木くずの破碎施設、廃プラの焼却施設など

法許可対象外施設（737施設）

廃石膏ボード、廃瓦の破碎施設、廃置の切断施設など

効 果

- ・処理日数の大幅な短縮
- ・再資源化による最終処分量縮減
- ・被災地近隣での処理の促進

数字はR6.3現在

特区活用により実現！！

- ・災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理と一層の再資源化・減量化が可能となる
- ・交通遮断など半島の地理的特性が抱える課題を解消
- ・災害からの地域経済の迅速な復旧・復興につながる

⑦医師臨床研修における基礎研究医プログラムの要件緩和

3/5に特区提案済

* 医師免許取得後、医師法に基づいて2年間行われる法定研修。

現状・課題

- ✓ 生産年齢人口の減少と医療需要の増加が見込まれる中、効果的・効率的な医療の提供や我が国の医療関連産業振興の観点から、医療現場の業務効率化や医療の質の向上に資する技術開発や医工連携、AI医学、データサイエンス等に通じた医師の養成・確保の重要性が増している。
- ✓ 医師法に基づく医師臨床研修について、直近3年間の臨床研修医の採用実績が平均25人以上の大学病院本院は、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（「基礎研究医プログラム」）を設けることができる。「基礎研究医プログラム」には、「16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意する」等の要件が設けられている。
- ✓ 医工連携やAI医学等は「基礎医学」には含まれず、**最先端医療関連産業に意欲や関心のある若手医師の育成に適した研修プログラムを用意することができない**ため、若手医師が関係分野で能力を開発・発揮する機会を確保しにくい。

提案

「基礎研究医プログラム」で設けることとされている「基礎医学の教室に所属する期間」や開始時に決定が必要な「所属する基礎医学系の教室」について、医工連携やAI医学、データサイエンス等に関する教室や学部、研究機関等への所属であっても認められるよう、要件を緩和する。

千葉県は医工連携やAI医学等を推進する 必要性が高く、かつ、その基盤がある

医師少数県

医師少数県である千葉県では、先端技術等を活用し、**医療現場の業務効率化を促進しつつ、医療の質をさらに向上させる必要性が高い。**

千葉県における健康・医療ものづくり推進

優れた技術を有する県内ものづくり中小企業の医療機器等産業への**新規参入、製品開発、販路開拓の支援や、医療現場のニーズとものづくり技術をつなぐ取組（医工連携）を推進**している。

千葉大学における充実した研究環境

情報・データサイエンス学部のほか、医学部附属病院メドテック・リンクセンターや医学研究院附属治療学人工知能(AI)研究センター、フロンティア医工学センター、環境健康フィールド科学センター等を擁し、**充実した研究環境にある千葉大学との連携が可能**である。

若手医師の人材育成に適した 臨床研修PGを作れない

基礎研究医PGの主な要件

- ① 大学病院本院が実施
- ② プログラム開始時に**所属する基礎医学系の教室を決定**
- ③ **16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属**する期間を用意
- ④ 基礎医学研修開始前に、臨床研修の到達目標の達成度を評価
- ⑤ 研修後4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を提出

基礎研究医PGの設置状況

千葉大学医学部附属病院を含む全国29大学が設置、募集定員は合計40名（令和7年度定員）。

規制緩和

「基礎医学(系)の教室」として、AI医学等の教室や、工学部、データサイエンスに関する研究機関等の医学部以外の研究部門でも認められるよう、要件を緩和する。

想定される効果

臨床経験を有し、かつ、AI医学等についての知見をも兼ね備えた若手医師の養成が可能となり、**最先端医療関連産業振興のけん引役が養成・確保**されることで、**同産業の振興が一層加速**され、ひいては**医療現場の業務効率化と医療の質の向上**にも資する。